

平成 27 年 9 月 7 日（月曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成27年第9回南三陸町議会定例会会議録第3号

平成27年9月7日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
会計管理者	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携 推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	阿部明広君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川庄弥君
公立志津川病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦勝美君
総務課財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤修一君
生涯学習課長	菅原義明君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志

主 幹 兼 総 務 係 長 佐 藤 辰 重
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第3号

平成27年9月7日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 請願9の1 第189回通常国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書提出を求める請願書
- 第 4 議案第107号 南三陸町職員の再任用に関する条例及び南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第108号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第109号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第110号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第111号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第112号 南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第113号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第114号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第115号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条

例等の一部を改正する条例制定について

- 第 1 3 議案第 1 1 6 号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
- 第 1 4 議案第 1 1 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 5 議案第 1 1 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 6 議案第 1 1 9 号 町道路線の認定について
- 第 1 7 議案第 1 2 0 号 財産の取得について
- 第 1 8 議案第 1 2 1 号 財産の取得について
- 第 1 9 議案第 1 2 2 号 財産の取得について
- 第 2 0 議案第 1 2 3 号 権利の放棄について
- 第 2 1 議案第 1 2 4 号 気仙沼・本吉広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉広域行政事務組合規約の変更について
- 第 2 2 議案第 1 2 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 2 3 議案第 1 2 6 号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで

午前 9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会3日目でございます。休み明けですので、気を引き締めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番今野雄紀君、7番高橋兼次君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、9月4日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、及川幸子君。質問件名1、再建住宅の固定資産税減免について。2、公共交通BRTの今後の考えを。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川幸子です。議長の許可を得ましたので、登壇より質問させていただきます。

まず、最初の1点目ですけれども、固定資産税の減免についてでございます。

被災家屋や土地に対する固定資産税の国の特例があるが、家屋については平成33年3月までに建築した家屋。4年間は2分の1、その後2年間は3分の1となっています。土地については、うちを建てなくても3年間は住宅用地とみなす特例があり、取得した土地は評価額の6分の1で決定されています。しかし今は、震災後建築された家屋は4年間2分の1の税、あとの2年間は3分の1の減免しかありません。千年に一度の未曾有の災害に遭い、自宅を再建するにも何千万かけて再建しなければならない。当町は多くの町民が被災して大変な生活を強いられながらも、この再建という大きな仕事を強いられております。そこで、せめて

固定資産税の減免あるいは減額を町の特例施策として考えてもらいたいが、町長の考えをお伺いいたします。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の一般質問でございますが、1点目のご質問でございます。再建住宅の固定資産税減免について、お答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、東日本大震災はその被害が甚大かつ広範な地域にわたるものでありまして、通常の枠組みでは対処し切れないほど規模性格を有するものであったため、既存の枠を超える税制上の対応について検討が必要となり、地方税法の改正により対応をされるということになりました。現在、その税制上の特例に基づき、町税等全般に対し適用させていただいているところでございます。

お話が具体になりましたが、固定資産税の特例措置といたしましては、震災により滅失、破損した家屋の所有者等が当該被災家屋にかわる家屋を取得した場合の特例ということがございまして、家屋の税額の負担軽減措置を適用しております。これは、新築から一定の期間、税額を2分の1から3分の1減額するというものであります。また、被災した住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地の代替土地を取得した場合の特例などがございます。これらの特例は、震災から10年をめぐりに取得した土地家屋に適用されることとなり、本来課税されるべき税額との差額については、制度上の減免であれば地方交付税により減収分を補填をさせていただく、そういうことになっております。現行の制度は、過去の大災害時の対応と先例を参考にしながら今被害の甚大さを考慮し、定められた前例のない特例措置を含んでおります。議員ご指摘の再建した家屋や土地に対する特例や減免制度の見直しにつきましては、税負担の公平性の面、それから少子高齢化の進展により、今後ますます厳しくなる復興後の自主財源確保等の観点から現時点として、町としてこれ以上の追加支援は考えにくいということをご理解をいただきたいと思っております。

復興の途上における国の制度見直しに関しましては、言及はできませんが、総体的な被災者支援に関しましては、今後とも間接的または直接的な要望活動は継続していくものの、防災集団移転などにより新たに取得する土地や家屋に関しては、現行制度の周知を図りながら適正に対応していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま町としては考えていないというようなご答弁のようですけれど

も、ではその家屋については4年と2年ということで6年なんですけれども、ただいま町長の答弁では10年間の考慮をしているという説明がありましたけれども、その10年間というところをもう少し説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 細部の制度につきましては、担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、答弁の中にありました10年間ということでございますが、これは震災時から10年間ということで、平成33年3月31日までに取得したものに対して様々な特例を適用するという説明でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 震災から10年間のうちに再建した家屋については減免措置がありますよと、ただいまの4年から2年、2年は3分の1ですけれども、減免通算6年間ですけれども、それがありますよという解釈だと思うんですけれども、当町はこの被災地の中でも7割の人が被災していると。公平性を欠くというような町長の答弁でしたけれども、やはりここは多額のお金を借金する人、または手持ちで建てる人もさまざまありますけれども、何千万というお金で建てるうちです。うちが新しくなれば経費もかかる、税金もちろん2分の1と言えどもかかります。果たしてそれでこの町が成り立っていくのかという心配がありますけれども、その後で税負担させるということに対して、後で固定資産税の滞納ということで心配がされるんですけれども、今新しい公営住宅に移って、それですら家賃が払えないでいる人もおります。そうしたことも考えると、新しい何千万もかけてうちを建てて、固定資産税が払えない。もちろん固定資産税が上がれば保険税、国保税にも皆しわ寄せがきます。そういったことを考えると、後で固定資産税の滞納が発生したりというような危惧がされるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員の心情的な思いということについては私も理解はしてございます。しかしながら、必ずそういった減収があればどこかの住民サービス、あるいは福祉サービス、どこかにしわ寄せがいかねばいけないということも考えなければいけないと思います。ご案内のとおり、震災前ですが、町税のほとんどですね、町民税と固定資産税で占めてございます。震災前の固定資産税、約52%、半分を超えるのは固定資産税でございます。

それと町民税が37%ぐらい。震災後は今回の決算でご審議をいただきますが、その中で固定資産税と町民税はほぼ同額43%、42%。いわゆる町税のほとんどをこの町民税と固定資産税で占めているという現実がございます。そういった中であって、今及川議員がおっしゃるように、先ほど言いましたように国の制度の部分については地方交付税で補填をされます。しかしながら、地方独自で減免した場合には全く補填ございません。これはまさしく町の財政が全く減ってしまうということになります。そのときにどこにしわ寄せがいくのかということになれば、当然福祉サービス、住民サービスに及ばざるを得ないという現実がございますので、我々とすれば大所高所から考えた場合に、今2分の1、3分の1を減額してございますので、これ以上の減額ということについては町の存続そのものが危ういという、そういう危機感を持っておりますので、残念ながら今の及川議員のご質問について町として取り組むということが非常に難しいと言わざるを得ないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、お伺いしますけれども、現在の固定資産税の税収は何%になっておりますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、今回の、どうぞお座りくださいませ。今回の決算書をごらんいただくとわかりますが、町税の収入済額が約11億円でございます。そのうちの固定資産税が4億6,000万円ということで、約42%ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） うちを建てて6年目には全額の固定資産税なんですけれども、この4億6,000万円、これを震災前の固定資産税と対比するとどの程度になりますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 7割ちょっとということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、この固定資産税については、国の特例のほかには町としての考えがないということなんですけれども、これからの施策の中でただいまの子育てとかそういうものに当てていくというんですけれども、この住宅再建について、町としては今新築するときの補助金、住宅再建の200万円何がしを給付していますけれども、町としてはそれ以上の考えがないという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度をどんどんいじると必ず今度は不公平感が出てまいります。ご案内のとおり、今のご指摘に部分につきまして、例えば町としてこれから200万円を300万円にした場合に、それではこれまで200万円を給付した方々にまた100万円を上乗せして出すということにならざるを得ないわけで、これこそまさしく不公平感を生むわけですので、そういった財源をじゃあどこから持ってくるんだという話になってきますので、そこはひとつ町としては制度上の問題についてこれ以上手をつけるということについては大変難しいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 土地、今、建物なんですけれども、代替地の土地なんですけれども、ほとんど今、評価額によって代替地の値段も決まって、ある程度その住んでいたところの評価額でもって高台の値段が決まっていますけれども、ほとんどの土地は評価額より上がっているのか、下がっているのか、同額なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 土地の評価額につきましては、現在我々が復興対策事業で行っている価格につきましては、鑑定士の意見をもとに意見書という形でとっているんですけれども震災以降、プラマイゼロという形で推移しております。ただし、震災の被害を受けていない志津川の一部住宅地とか旭ヶ丘の団地につきましては、地価調査等を参考にした結果、毎年数%の上昇は認められます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 数%認められるということは高いのか低いのか伺いたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 全体的には被災した土地につきましては、プラマイゼロで推移しているんですけれども、先ほど申しましたようにいわゆる被災していない区域の上昇率につきましては、この数%というのはいわゆる住宅需要が行政がやる高台団地以外で一般住宅地での購入希望があって、需要と供給のバランスの関係上、いわゆる土地取引が活発に行われたということで数%の上昇が認められたということです。

ただし、複数の鑑定士に今後の土地の推移について伺いましたら、震災の被害を受けていない既存の住宅地につきましても、ほぼ沈静化に向かっているということで、今後においてはそんなに地価の上昇は認められないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 現在、高台の造成地が空きが出ている状況なんですけれども、その要因としては、申し込んだけれども金額が高くて買えないのか、よそに移っているのか、そういうふうな見方というか、どういう内容であっちへ住宅地ができてきているのか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） ただいまの質問でございますけれども、防集団地につきましては、完成したところにおいて若干の空き区画がございます。これにつきましては、当初町で行う防集に参加するということで意思を確認しておりましたけれども、防集の完成時期が少し遅れるということで、個人で自立再建をした方、それから他町に移られた方という方がおるようでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 大概の防集移転先の団地で、申し込んだとおりではなくて若干の皆残った土地が出てきていますけれども、今の答弁ですと待ってられなくてよそに移っているという今の答弁ですけれども、それは各団地ともそうなんですか。これから大きな志津川地区なんかも出てきますけれども、その辺は精査しているのか、そこもまた希望どおりの個数が区画として残っていくのか、また空き状況が出るのか、もし把握しているのであれば伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 現在ですけれども、小さな団地につきましてはほぼ全区画埋まってございます。大きな団地につきましては、大体1割ほどの空き区画が現在生じているような状況でございます。先ほども申し上げましたけれども、完成、造成が待てなくて移られた方、それから町外のほうに出ていった方、それから再建の資金に不安のある方につきましては災害公営のほうにも移っているというような状況でございます。全体的に見て、863戸ですか、区画でございますけれども、1割ほどの空きが出ております。それからまだ意思を決定されていない方、それから確認がとれていない方が100人ほどございますので、その辺のセーフティーネットということで約1割ぐらいの空き区画ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この東北のこの震災は千年に一度と言われるような震災でございます。そうした中、町のしわ寄せが大きくなるから町独自の特例はできないと町長はおっしゃいますけれども、果たしてそれでいいのか。町民の7割も被災して苦しんでいる中、本当にそれ

でいいのかという思いがありますけれども。ここにきて、人というのは一生に大きな仕事というのは、私的にはですよ、個人的にはうちを建てるのが最高の仕事だと思っております。個人の差がありますけれどもね、いろいろ、普通には。そうした中でうちが流され、古くても我が家であれば住宅料も払わなくても済む、古くても我が家に入っている人たちが大分いたと思うんです。流されたからうちを建てなきゃならない。そういうことなんですけれども、町長は公平性を欠くからそれはできないというような答弁でしたけれども、そういう問題なのかなという疑問が残りますけれども、生活しながらもそういう大きなことをここ4年、5年のうちで強いられているんです、町民は。そういったとき、町の独自の気持ちというか、被災者に対して何ができるのかと考えたとき、それも一つ、減免をするということに対しての一つの救いの手ではないかなと思われるんですけれども、そういう考えはないでしょうか、町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現実的に、全く減免制度がないということではなくて、現実にもこれまでも減免制度ございますし、そういった方々、恩恵を受けている方々がいらっしゃいます。我々は及川議員のようにの一部を切り取ってこの部分どうなんだということの、我々は行政運営はできない。やっぱり大局にあって全体、町そのものもなくなったんですから。個人のうちもなくなりましたけれども、町そのものもなくなりました。そういった中で町をどう立ち上げていくかという、そういう大局的な観点から我々は政策を考えていかなければならないと、そういう立場にいます。ですから、我々とすればやれるものはやってきましたし、それからやれないものはやれないと、そう区切りをつけないと、全くもってこのまま、多分ご承知のように人口もどんどん減っていった中で税収をどこに求めるのという大きな問題もございませう。そういった中で考えていく上で、一部を切り取ってここだけこうしてくださいという、そういう政策というのはなかなかなじまないと、私は思っております。全体として我々はどうこの南三陸町を維持運営していくのかということについて、そこに支援をしながらこれからも頑張っていかなければいけないと、そういうふうに思っております。ですから、及川議員のこの一部を切り取った形の中でのご発言というのはなかなか心情的にはわかります。私もさっき言いましたように、心情的にはわかる。しかしながら我々はそういう立場ではなくて考えなければいけないという面もあるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、先ほどの各造成地で、残ったというか、申し込みしても何ら

かの理由で建てられなくなった人たち、去っていくわけですがけれども、そうした土地については今後どのような使われ方をしていくのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 最終的に空き区画が発生した場合は、それまでに被災者、それから町外の被災者に公募を行いまして、その後一般の被災していない方、町内外問わずですがけれども、その方々に公募を行って募集をしていくという段取りになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 町内外と申されましたけれども、町外の人たちでも県外の人たちでもありという考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 定住をしていただくということであれば、町外の方も受け付けるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうした場合、その単価というものは被災単価と評価額、同じ額でということになるのでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） その時点での価格ということで、評価額といいますか、実勢単価になります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そのときの単価というのは、もちろん今被災して、そこの近くの人であれば、元地と同じような評価額ぐらいで今は単価できていますけれども、それと他町から来てもどこから来てもそれと同じ値段になるという解釈でよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 基本的には防集団地の高台の分譲あるいは貸し付け価格の決定なんですけれども、これにつきましては、町の中にあります土地価格評価委員会で価格を決定していただいております。価格の決定につきましては、一応基本的には3年間をめどに変動させないと、価格改定をやらないということで貸し付け等もやっておりますので、それ以外の条件として町外からお見えになった方とか、あるいはほかの事情で処分価格なり貸し付け価格を変動させると、変えるということは全然考えておりませんので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、空きが出たら公募するという事なんですけれども、定住人口をふやしていくためにはそれもありかなと思います。

また、コミュニティーもこれからつくられるわけなんですけれども、これから、今まで仮設にいて、その人たちがそっくりそのまま同じ団地に行くというわけではないので、そこから団地ごとに新しくコミュニティーが生まれてくるわけなんですけれども、やはりこの震災の心の傷というのはずっと消えないものがあり、うちは建てて新しいうちに入ったからうれしいはずなんですけれども、その心の傷が癒されずずっとのしかかっていると思うんですけれども、それに伴い経費、そしてまたそれぞれ生活していかなくちゃならないと、大変な思いがあるわけなんですけれども、そうした人たちのコミュニティーをつくりながらやっていくわけなんですけれども、団地ごとの置かれた地区、そこに住む人たちの気持ちというのはそれぞれ違うと思うんですけれども、もう浜のほうでは自力再建できた人たちは、海の仕事など再建しておりますけれども、これからの人たちは勤めとか、今仕事についている人たちがそのまま仕事をやっているわけなんですけれども、ここの普通の今、所得、平均的な所得、収入というのはどのぐらいなのか、押さえていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 正確な数値ではございませんが、状況的には震災前、南三陸町が置かれている環境だったりとかですね、県内の状況からすると決して高い所得水準ではなかったということですが、しかし震災後、町県民税等の申告から出てくる所得等を見ますと、給与と営業所得等も震災前と同水準まで伸びてきているという部分がございますし、震災特需ということで今まで給与所得がなかった世帯にも所得が発生したりというような状況があるようでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 被災していますけれども、当町は震災前から給与所得が低いはずだったと思います。そうした中でも我が家をつくっていかなくちゃならない、再建していかなくちゃならないという町民の思いは並々ならぬ努力の結晶だと思われましてけれども、わかっている範囲でいいですので、平均でいいですので、どの程度の収入なのか、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みませんが、所得として捉える場合、必要経費だったり、そういうものが発生して、実際の収入額と所得の関係と詳しく1人当たりの平均収入額について

ては、積算しておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これからも町としてどの程度の収入が皆さん平均であるのか、この町を支えていく限りにはやっぱりそういう推移というのをもとるべきだなと思いますので、今後そういうデータもとっていただきたいと思います。収入が結局国保税とか、もろもろ、後期高齢とかの算定に大きく関与してきます。そうした中で、大変生きづらくというか、生活しづらくなってきているのが現実だと思います、こういう震災後。ますます悩みを抱える人たちが多く出てくると思います。現に公営住宅に入っても家賃を払えないという人たちも出ていくということは、もう早く今入ってことしですね、去年は入谷、ことしは柘沢というような入居が始まって、もう早くも住宅の滞納が出ているということは、そうした現状がそういうところにもあらわれてきていると思います。ですので、一人一人の働く場所、働く賃金、収入、そうしたものも上げていくのも行政の仕事かなと思いますので、その辺、皆さんの英知を出して頑張ってもらいたいと思います。それでは、1点目はここで終わりにします。

それから、2点目です。気仙沼線復活に当町ではBRTを運行させることを報道で発表されましたが、今後BRTをどのような運行計画を考えているのか、また、JRとの協議の中に鉄路復帰は全く考えていないのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、気仙沼線の復旧方針につきまして、これは議員ご承知のとおりだと思いますが、JR東日本からのBRTによる復旧という提案を本町として受け入れる判断をしたところではありますが、最終的にJR東日本として復旧方針を決定したわけではございません。加えて、運行主体はJR東日本でありますので、これらを踏まえてBRTによる復旧を前提とした地域交通のありべき姿という観点から答弁をさせていただきたいと思います。

当町の地域交通を考えた場合、BRTや町民バス、さらには高速バスも含め、利用者の利便性を確保するためには大局的な視点でこれらの連携を考えなければならないと思っております。BRTと町民バスの連携については、BRTを幹に、町民バスを枝葉と位置づけて綿密な連携を図る必要があります。JR東日本では、サービスレベルを向上させるため、延長の約9割を専用道として整備する計画があり、これによりBRTにおいても速達性、定時制を確保できるものと思われることから、このBRTの特性を最大限に発揮できる連携方策を検討していく必要があると考えております。また、この9月に完成する新たな商店街の移転用

地内には地域交通の拠点施設を設置することとしておりまして、今後全ての交通機関の連携が図られるように調整していくこととしております。BRTによる気仙沼線復旧に当たっては、地域交通のかなめを担うJR東日本の能動的なかわりを期待するとともに、町としても復興まちづくりが本格化する中において地域がさらに発展していくために持続可能な高速交通手段となるように積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まず、この同僚議員が金曜日ですか、一般質問いたしました。その中でも鉄路復旧は難しいというような状況の答弁でしたけれども、BRT、これからJRと協議していくわけですけれども、このBRTに何を、鉄路ではなくてBRTとしてやっていくには、何をJRに求めて代替えとするこのBRTに町長は何を求めていくお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つには持続可能な公共交通機関であるべきだということだと思います。それから2点目には、利用者の皆さん方の利便性、これをどう高めるのかということが大きな課題だろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今利便性と申し上げますけれども、そのとき、今確かに公共交通がないので、高校、買い物の人たちはBRTを利用しております。災害時ですね、この三陸道、この間の同僚議員の答弁にもありましたけれども、三陸道ができれば鉄路より自家用車のほうが利用が大きくてますます便利になると町長がおっしゃっていましたが、災害時、有事のとき、果たして震災後ですね、この三陸道がどういう状況だったのか。スムーズにここまで入ってこれたと思っておりますか、町長は、災害時。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全ての道路がそのような状況にあったかということになりますと、例えば東北道も通行どめにしておりました。宮城県村井知事から要請があつて、何とか非常用車両だけを通すようにということになりました。三陸道も同様の状況でございましたんで、ある意味何と言うんですかね、すべからくどの車両も一斉に通れたかということになりますと、それは私もちょっと違うと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そういう災害時には、三陸道とした機能が失われる場合も考えられます。そうした場合、今は鉄路は津波によって復旧していませんけれども、もしこの鉄路が海のそ

ばでなく安全なところを走っていれば鉄道が速い可能性もあります。鉄道が。そうした場合、そういうことから考えてもやはり鉄道というものは貴重なものだなと思われま

それと、これからの交流人口、誘客などを考えた場合も、やはり鉄道、レールがつながっていればそういう都会からのアクセス、そういうものにも影響してくるはずで

大手 J T B さんなんかを動かせばそれこそ被災地、ここでとれるもの、それからここにどうぞというよ

うな、そういう誘客、交流人口の迎え入れ、そういうこともできると思うんです。気仙沼市

さんは新幹線が一関から出ています。旧気仙沼市さんはそうであっても、旧本吉町、旧歌津、旧志津川、やはりその地域の人たちはやはり汽車に頼るしかないのかな、こう思います。

この間の町長の答弁で、復興市に来た人たちはみんな車で来るというご答弁がありましたけれども、それは仙台まで来ても仙台から足がないから、皆レンタカーで来ているんです。そういう実態を町長はどうお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 商店街に車が入ってくるのがみんなということは私言ってご

ざいませぬ。アンケート調査の結果で9割近くがそういう結果だったということです。及川幸子議員が今、全部レンタカーだというお話ありますが、全部レンタカーということは我々としてはつかんでご

ざいませぬので、どれぐらいの割合でレンタカーが来ているかということについては私どもは残念ながら把握はしてご

ざいませぬ。

それから、いろいろ順番にお話しますが、安全な場所を走らせた場合にと

いう、お話ですが、これは再三、私、4番の小野寺議員にお話しましたように、安全な場所を走らせた場合の財源の問題等を含めて、それから期間の問題を含めて、それを果たしてどのように捻出をするのかということについては、再三再四、私はお話しをしてご

ざいませぬ。それから乗車人員、お考えを多分データ等もお持ちだと思

いますが、乗車人員を考えた場合に、鉄道の大量輸送、これは鉄道の一番の優位性です。この大量輸送を凶るほどの乗車人員が残念ながらこの気仙沼線にはないということが現実として示されてご

ざいませぬ。ですから、B R T というのも一つの選択肢というのがある意味 J R を含めての考え方ということがご

ざいませぬ。

それから、安全性というお話でございませぬが、基本的に私は B R T をい

いだらうというのは安全性の点がございませぬ。と

いいますのも、ご案内のとおり、鉄道は地震になった場合はその場所に停車しなければなりません。それがトンネルの中であらうと、海岸の近くであらうと、その場所

でとまらな

きゃいけない。その場所から乗客を安全な場所に輸送、誘導しなければい

けない。それが果たしてすぐ近くに高台があるかどうか、それは全く分からない場所

でとまります。ところがBRTは、前にお話ししたと思いますが、3年ほど前に津波警報が出た際に、このベイサイドアリーナにBRT3台、高台に避難をしてまいりました。ですから、BRTはいざ地震になった場合に津波警報が出るかあるいは注意報が出るか、そういう場合に高台にいち早くBRTは避難をします。そういった観点から考えると安全性という点におきましてはBRTのほうが鉄道より優れていると私は理解をしております。

それから最後になりますが、先ほど小野寺議員にもお話をさせていただきましたが、気仙沼線が開通した時代の志津川営業所と言ったほうがいいのか、志津川営業所から仙台駅までの時間、約4時間余りです。当時JR気仙沼線が開通した際にはそれが2時間で直通で行くということになりましたので、約半分の時間で行くことができた。そういうことで気仙沼線に対する公共交通機関としての時間的な優位性というのは非常に高かった。しかしながら何回もお話しますように、今年度中にこの南三陸まで三陸道が入ってまいりますと、約1時間余りで仙台まで行くという環境が整ってまいります。そのときに1時間で行く時間をさておいて2時間以上かけて果たして利用する方々が、どれぐらいの方々がいらっしゃるのかと、そういうトータルを含めてこの問題については考えなければいけないと、私はそう思ってこれまでやってまいりました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの答弁ですと、ベイサイドにBRTが入ってきて、いち早く来たと言うんですけれども、現在のBRTはトンネルをくぐったり、鉄道の線路を舗装して走っていますから、また国道に出たりということになっています。今回の震災でも逃げおくれとていうか、交通渋滞に巻き込まれて亡くなっている人たちも相当おります。そうしたことを考えてもやはり今国道を走ったり、トンネルの中を走ったりとやっていることこそが災害には適していないのではないかと私的には思います。

そしてまたこの何か所、今の鉄道復帰を考えた場合、津波に遭った場所というのは当町ではどの区間があるのか、お示してください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 基本的には戸倉駅の手前までというところで、それ以降、北々の港までの間は部分的に浸水をしていないところもありますけれども、全線が浸水という考え方でJRは捉えております。例えば、長いトンネルの中にまで本当に津波が入ったのかというところですが、トンネルの入り口にちょっとでも津波が来ればそこはJRとしては安全にお客様を運ぶ場所ではないという考え方でございますので、南は戸倉から港までという南三陸

町のほとんどの鉄路が津波の影響を受けているとお考えいただいてよろしいかと思ます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、当町の走っているところほとんどだって、津波に遭っているから全線、ならば全線復旧というふうな場所の変更ということになるわけですか。そう捉えていいんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 場所の変更というのがちょっと解釈できなかつたんですが、仮に安全なところにレールを引き直すという仮定にすれば、お見込みのとおり戸倉から港地区まで別な奥地のほうに引き直さなければいけないと、そういう理屈だと思ます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 昨年、2年前かな、たしかJRが示した震災に遭っている箇所の変更ということで、出ていたのを見た記憶があるんですけども、それには南三陸町2カ所ぐらい載っていたと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それはちょっとどのような情報なのか存じませんが、2カ所なのか3カ所なのか、大きな主要な駅のあたりをそのようなインターネットか何かのJRの情報だったのかなと思ます。志津川、清水、歌津と、これ大きなところになりますので、そこに国の事業、県の事業、町の事業を入れ込んでいくに当たって、JR側としてはここここが大きく被害を受けた場所なのでこれについても一体的に調整をしていきたいと思いますというふうなことでの2カ所、3カ所だということだと思ます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 実は、気仙沼市長さんのところに私もこの件でどういう考えをお持ちなのかお伺いをしにいったときに、気仙沼の市長さんは各自自治体に出していらっしゃるJRでの変更しなきゃならない場所ということで載っていたのが南三陸町2カ所でした。ただ、それには志津川の駅は含まれていなかったんですけども、ただ私もこの鉄路については12月で一般質問しています。そういうとき、各自自治体の首長さんまたは被災地の首長さん、関係機関との横の連携をとって進めていくことができないのかというような質問もしました。それから、この間の同僚議員がお伺いしましたけれども、それをやらないでずっと来て、この間のJRとの協議ということで8月でしたかね、あったということなんですけれども、そのときも全然JRの復興ということを考えていなかったんでしょうか。町長の考えをお伺いし

ます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JRをどう復興させるのかというのはこれは震災後ずっと考えてまいりました。それで、どれが復興するのに当たって町として選択肢としてふさわしいのかということも考えてまいりました。結果としてJRが提案されたBRTということについて、町として受け入れざるを得ないだろうと、そういう判断をさせていただいたということですので、ご理解をお願いしたい。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は去年から一般質問もしているのですが、もっと重大な問題としてこのJRの問題に取り組んでもらいたいという思いがあったんです。ずっと何もなくて、そしてここに来て今BRTがいいからと、それも私としては情けない話のように思うんですけども、じゃあBRT、これにした場合、三陸新聞に載っていました。読ませていただきます。「レールがつながっていなければ存続できない。復旧工事をする前に沿線自治体で意見を統一しておかなければ、鉄道を語るテーブルにはつけない。鉄路復旧に難色を示すJRに弱みを握られたのも同然だ」ということを新聞に載っています。「鉄路復旧の芽が消えてしばらくたったとき、次はBRT存続論議が起こらないとも限らない。鉄路断念どころかバスさえも便数削減などの危うい側面をはらんでいると感じる。」こういうことも載っていますけれども、果たしてBRTがいいから、便利だからといって、そのうち便数も減っていくとなるとどういものかなと危惧されますけれども。

それこそ私的には12月の一般質問でも、前谷地でなくて石巻のほうに乗り入れするような方策を講じて、もっともっと高校、大学に通う人の便利さも求めたほうもいいのかと思って一般質問しましたけれども、この鉄路という問題は後々までも尾を引く問題でございます。ですから、今ずっと考えてきたとおっしゃいますけれども、横の連携をもっと強くどうしてできなかったのかなということを思います。残念に思います。交通体系が今は変わってきているといいますけれども、やはり三陸道も必要です、それは。震災のおかげといえは語弊があるかもしれませんが、早まったことは喜ばしい限りですけれども、また鉄道も必要です。

ある国会議員にお会いしてこのことについて話す機会ができました。今の政権のうちに地元の声が大きく出してもらえば、望みもかなうだろうということも言われました。そうするとやはり現在今の政権から出ている議員と言えば小野寺五典議員だと思いますけれども、そ

ういう人たち、そして各首長、県知事、巻き込んでもっと何とか打つ手がないものかと考えるんですけども、いかがでしょうか、町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員はいろいろ自分の中で構成、組み立てをしながら今お話しをしていると思いますが、この問題については先ほど申しましたように、4年以上、震災以降ずっとこの問題について、国、県、JR、地元自治体、全員が横一線になってこの問題について取り組んできました。全然話し合いをしないというというのは全く誤解ですし、思い込みだと思えます。この問題については、もちろん気仙沼の支所も含めて随分水面下でやってきた問題でございますので、そこについては何もしないということはないということは断じてお話しをさせていただきたいと思っております。

それから、どこの国会議員の方がおっしゃったかわかりませんが、現実問題として、その国会議員の方、名前は知りませんが、全く現状を知らない、現実を知らない方のご意見だと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それはそれでいいでしょう。しかし、このそれぞれ今復興途上の中でBRTが便利でいいということも私も知っています。でも、この先を考えた場合、やはり交流人口、人口が減っていくという、そうした中でやはりこの町だけで生きていくことが困難なことも承知しています。そうしたとき、やはり関西、県外から来る、そういう交流人口を考えた場合でもやはりこの鉄路というのは必要ではないかなと思われま。しょっちゅう来て、そして来てみて、暮らしてみ、ああここだったら定住してもいいかなと、今定住するために住宅も作っておりますけれども、ぼっぼりと定住というのはなかなか難しいと思うんです。来てみて、そして初めて生活してみ、ここだったらいいかなと。誰もがそう思う方が多いと思います。やはりそうした場合も鉄路というものは必要でないか、県外からどこかから来てみて、来るということは必要でないかな。ここが途切れてしまうとやはりBRTに乗るしかないというふうになりますので、400億円と言われますけれども、そこをこの町ではとてもそんな大金出せるわけないです。そこを連携として国に働きかけて訴えていくことが大事だと思われま。

ここにも便の学生が乗る時間帯は朝や夕方だと思っておりますけれども、その便数は乗っているようではございますけれども、あとはこの新聞に投稿した方1人のときもありました。必ずしもいつもいっぱいBRTが走っているとは限らない。乗る人は高校生や買い物の人たちということ

になりますけれども、今後の誘客、交流人口を考えた場合もやはり話が飛びますけれども、台湾にまで行って集客、1,500万円かけて行ってきたわけですが、そうした団体も受け入れるのであれば、やはりこの鉄道を使って国内の人たちを集めるのも一つの手だと思います、これからは。毎年南三陸町に行ってみたい、行こうという人たちを募って行って、そして民宿、ホテル、それらをJTBのほうにお願いして誘客を図っていくのも一つの手だと思います。今、このときばかりでなくてそういうことも考えていかなきゃならないんでないかなと思われるから言うのであって、BRTがこの高台があと3年になるか5年になるか、高台住宅ができて、皆さんがうちにいられて普通の生活ができるようになれば果たしてBRTは気仙沼から来ますからね、学校、気仙沼から津山までの来ていますけれども、学校に通う人たち、買い物に通う人たちの足となっていますけれども、やはりそうした落ち着いたときのことを考えてもすぐ1年2年で鉄道復旧が成るわけでもないです。町長は復興の妨げだと同僚議員の答弁でも話していましたが、そういう点はどういうためのそういうおくれになるのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間小野寺議員にもお話ししましたように、この問題について、鉄道復旧すると、いわゆる安全な場所に復旧するということは、これからルートの設定、用地の買収、トンネルの工事、さまざまなことを含めると十数年かかってしまうんです。それはもう小野寺議員にお話ししました。そういう状況の中で、町民の皆さんに鉄道復活のために十数年待っていただけますかというお話を我々として果たして言えるんでしょうかということなんです。及川議員の立場ですから、議論の立場なんで、そこは待ってもらいましょうというお話になるかもしれませんが。

それからもう1点お話しさせていただいたのは、今我々、高台移転を進めてございます。そういったなかでどの場所にいわゆるBRTの駅があれば利便性が高まるかということを含めてこれはJRとして協議できます。しかしながら、もし安全な場所に駅をつくる、鉄道をつくるということになりましたならば、町のずっと奥域のほう、そちらのほうを通らさなければいけない、そういうときにその駅まで行くのにも随分時間がかかってしまうという不便性を町民の皆さんに強いらざるを得ないんです。そういうトータルを含めて一体町としてどうあるべきかということを考えてきたということをお話ししておりますので、及川議員が鉄道にこだわるということについて、私は否定はするつもりはございません。しかしながらもし具体的にどのように鉄道を復活できるのかということが及川議員の考え方としてあるんでし

ならば、そういうことも含めてご議論をいただいて、そしていい方向に導き出せばそれが一番いいでしょうということで、いろいろご意見をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時19分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） では、引き続き私の質問をさせていただきます。

まずは、町長はBRTでこれからはJRと協議していくという方向性が見えましたが、さて、そのBRTをよしとした場合、どのような条件をもってこれからの協議に臨んでいくか、お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご質問ございましたように、BRTについては基本的には持続可能な公共交通機関であってほしいということが、まず協議の第1点に入ってくる。それから利便性を高めていただきたいということがBRTを受け入れるためのさまざまな協議の中での主要な部分の2つはこれになってくるだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） もう少し具体的に、例えば鉄道でないこのBRTにした場合、これだけの私たちにも何だかんだ言われながらもBRTにしていくというだけの心構えがあるのであれば、この町にどういうものが必要なのか、BRTにした場合、例えば道の駅が欲しいとか、トイレがここに欲しいとか、具体的なもう少し踏み込んだそういう訴えていく何かがあればお聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 皆さんの抵抗を受けながらというお話でございますが、それほど皆さんから抵抗を受けているという認識もしてございませんし、これはある意味及川議員がこだわりのご質問だと私思っております。

トイレの問題とか含めて、これは当然駅舎をつくっていくときにそういう問題というのは根本的に、協議というよりも当然あるべき施設という中での位置づけになるんだろうと思います。要は利用する方々がどのように利便性を高めていただくのかということについて、JR

との一番の協議はそのようになると思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それから、もう一つは、今後JTBさんとの交流人口というか、誘客の方法としてはどんなことを考えていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JTBとこだわるのはどうも私、理由がわかりません。日本にはさまざまな旅行会社がございますので、別にJTBのみならず、さまざまな旅行会社の皆さんと色々なコンタクトをとっておりますので、今後ともそういうのを継続していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は再三JTBばかり言いますが、そうです、そのとおりですね。今ほかの民間の会社もあるわけですが、大事なやはり大きいことはそこだと思えます。交流人口をふやしていくにはどうしたらいいかということで、JRにどのような条件を付けてそういうところを宣伝して、そしてこの町の発展につながっていくことを条件として協議していくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JRと協議していくのは、基本的には観光振興、あるいは地域振興をどうするか、そこにJRとしてどうかかわっていただけるのかということについて、これから協議をしていくということになると思いますが、JR、非常に積極的に南三陸町をご支援をいただいているのは、多分ご承知だと思いますが、震災以来、各種ポスター、たくさんつくってございます。そういった中でJR東日本の各駅に南三陸町のポスターをこれまでも何回も張っていただいておりますし、今も多分東京駅かどこかだと思いますが、南三陸キラキラ井のポスターを今張ってございます。そういった形の中でいろいろJRとしてもご協力いただいておりますので、今後ともそういった協力を継続していただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 継続することはわかるんですけども、今回のこのBRTに移行していく、大事なことです。鉄道をやめてBRTにしていくということには、すごい重大な決断だと思うんですけども、やはりそこにそれなりの利便性だけでなく、町のビジョンというものがBRTに含まれていくのかなど、交渉の条件としてそういうことも考えられていくのかなどと思いますけれども、その辺、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の決断について、考えに至っている中で、私、B R Tの問題とそれから観光振興の問題をリンクしてございません。まさしくいかにこの公共交通機関としてこの町にどうあるべきかという観点でB R Tを選択しているわけでございますので、基本的に観光振興とかは、これは後日これからJ Rと協議をしていくと、そういう考え方でございますので、観光振興がなければB R Tを受け入れないとかという、そういう議論ではないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） いや、私はB R Tであっても観光振興とつながり、リンクしていくべきだと思います。鉄道であれば観光の誘致なども考えられますけれども、B R Tは少なくともそれらには劣ると思いますよ。そうした中、それをやっぱり受け入れていくには、それなりの条件というものがあってもしかりだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 鉄道だから観光客が来る、それからB R Tだから観光客がこないという、それはもう短絡的な考えだと私は思っております。基本的に何回もおっしゃるように、今、及川議員、気仙沼線、B R Tを含めて利用していただきたいと思っております。直通はまだないんですが、今現状としてどのぐらいの乗り継ぎ時間がかかっているのかと考えたときに、果たしてどれぐらいの方々がこの気仙沼の状況を利用する方々いらっしゃるかということをもう少し冷静にお考えいただきたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 冷静でございます。

今、町長はB R Tだから観光客が来る、来ないと言いましたけれども、そうではなくて、私は来る人たちの利便性を考えて話しているんです。県外から来るお客さんたちにどうそういう利便性を与えながらこの町に来てもらうかということを考えて話しているんです。観光客がB R Tだから少ないとか、列車だから多いとか、そういう問題ではなくて、来る人たちの利便性、それもおもてなしの一つだと思うんです。そういう、こちらに来る人たちのことを考えて今話しています。

そうした場合、台湾から1,500万円かけて行ってきました。その効果も出てきました。そういうことを鉄道が、鉄道というのはすぐ1年、2年でできるわけでないですから、5年も10年もかかります。この復興が終わったとき、やはり仕事として今復興に携わっている人たち

が大きな仕事として捉えてやっていますけれども、その仕事がなくなった後も、この鉄道の仕事というものは皆さんの雇用の場として出てくると思います。そしてまた、高台も復興して、生活が安定してきた。そういう中で鉄道の工事も進めていくということが望ましいのかなと思いますし、そしてそこに県外からのお客さんも招き入れるという。そういうようなことを考えて私は今言っているので、BRTだからないというような考えでは決してありませんので、その辺をBRTでどのような観光と結びつけていくのか、今、町長はリンクしていないとおっしゃいますけれども、私はつながってもしかりかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） リンクをする、しないの受けとめ方が違うんですよ。私が言っているのは、BRTの問題と観光振興の問題、これを条件闘争に持っていくことはしないという意味なんです。私は、BRTはBRTとして受けて、観光振興の分は観光振興としてこれから協議せざるを得ないだろうと、対峙な分野です。ですから、そういう今の及川議員の受けとめ方と、私のお話というのは全く違うんですよ。そこは少しご理解いただきたいと思っています。

それから、利便性のお話をしますが、具体的に前にも小野寺議員にもお話ししましたが、今、乗り継ぎ時間、もう1時間以上かかってしまいます。仙台からうちの町に入ってくるのに、もう3時間、4時間とかかってしまう。現実問題として。そういう方々に、利便性という言葉は我々は恥ずかしくて使えないんですよ。今、東京とか、青森とか来る方々は、うちの町に入ってくる方々は、くりこま高原の駅を今利用してございます。そちらのほうからうちのほうに入ってきている方々、結構いらっしゃいます。ですから、そういった今及川議員の言うように、仙台からの気仙沼線を鉄路で復活しなければここに人は来ないというお考え方のものが私はちょっと違うと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今のくりこま高原とおっしゃいますけれども、仙台から2時間走るよりもやはりくりこま高原のほうから1時間ちょっとで来ますから、そちらのほうは早いです。皆車を使ってここに入ってきています。向こうから来る人たちは、鉄道がないから不便だということで、自動車で来られる方法をとっています。それは仙台よりもくりこまのほうはここに来るのに近いから。そう私は解釈します。だから、鉄道があれば、そういうことをしなくても仙台から直行で来られる。まあそれを議論しても、町長はBRTに考えているから、

それは無理なんでしょうけれども、今後BRTで行く場合、JRとの協議の中で、どんなことを協議して条件をどのように持っていくのか。その辺なんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おいでになる方が何をお考えになるかということは、いかに早く東京からでもあるいは青森からでも、南三陸町に来られるかという、そういうルートを探してきます。そうしますと、一番東京から来るので早いのは、仙台からくりこま高原、新幹線で約20分です。約50分でこちらのほうに、南三陸にくりこまから来ます。そうすると、大体1時間ちょっとでお入りになります。それが仙台でおりて、気仙沼線を利用した場合に、それで3時間、4時間かかってくる場合と、おいでになる方々はどちらを選択するかといたら、これは明らかに明白です。そこをお考えをいただきたいと思います。やはりどうしてもおいでになる方々は時間を有効に使いたいと考えて来る方々が圧倒的に多いわけですので、そういう方々がどういうふうな利用の仕方がいいのかということについて考えていくのが、ある意味交流人口をふやしていくということについて大きな意味合いをなしてくると、私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、仙台から3時間とおっしゃいましたけれども、水かけ論になりますけれども、鉄路があった場合では2時間かからないで来ました。鉄路復活でなく、町長はどうしてもBRTにこれからも協議していくわけですが、BRTの便利さは今は便利だということはわかりますけれども、この先もずっとBRTで通していくのか、最後に協議していく中でずっとこのBRTをこの町につなぎとしてやっていくのか、お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に一番最初に答弁をさせていただきましたが、JR東日本がBRTという最終決定しているわけではございません。何回も言いますが、町としてはBRTを受け入れますと。しかしながら、最終的にこれをどうするかというのはJR東日本、これは民間企業ですから、こちらが決めるということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうした場合、ここにも載っていますけれども、岩手県の三陸鉄道、じえじえじえの鉄道ですけれども、そこには沿線住民の声援に後押しされたことも追い風になって復活が実現したと聞いています。そういうことも載っています。果たしてこの町の人たちがどういう空気にいるのかを、そういう町民を巻き込んでこの復活、JRの復興を考え

ていくことができるのかなと思う考えも出てきますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のお話ですが、前提が全く違います。基本的に今お話しの部分については、これは第3セクターでやっている会社でございますので、そちらのほうにJRとしても応分の資金を出してございます。その後はJRは一切関知しないということです。ただ、残念ながらこちらはJR東日本直営でございますので、根本的に経営形態が全く違います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 経営形態が違って、鉄道に関するこれからも協議していく中で、町民を巻き込んでこれからもやっていく、追い風になるような、そういう巻き込んでやっていく考えがあるかどうか、お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議員にお話しをさせて答弁させていただきましたが、町としてそういう考え方はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） では、町民の意見としてアンケートをとるなどの考えもあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については、前々から何回もお話ししておりますように、アンケートは既にとっております。アンケートをとったのも、それも一つの町としての方針の、一つの要因にさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） アンケートは2年ぐらい前ですかね。今は、私も書きましたけれども、たしか2年ぐらい前のアンケートだと思います。最近、三陸新報さんなどに鉄道の問題がたびたび載ってくるようになってきて、やはり町民の関心度というのは随分高くなってきていると思うんです。そうした中で、そういうことをするのも一つの方法かなと思われましても、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） たびたび再三お話しさせていただいておりますが、この問題についての根底の部分について、及川議員、篤とご承知だと思いますが、町民の皆さんが鉄道がいいという判断をさせた場合に、そういった判断がなった場合に、これが可能なのかということが、

これを考えるのも、及川議員、私、大事だと思っております。何を言わんかとしているのは、前からもお話ししていますように、応分以上の財政負担がなくてこれはないません。ですからその辺の応分の負担をどうするかという大前提が崩れない限り、この問題について、鉄路いかがですかというお話を町民の皆さんに振り向けるのは、我々としてできないことを振り向けるのは全く無責任だと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今このBRTに町長が気持ちが移られている中で、後追いするような意見ですけれども、その応分の負担というものを国に働きかけていく、一応ではなくてですよ、例えば気仙沼市さん、関係機関の首長さんたちを交えながら、できれば私たちも国にまで要望に行きましたから、一緒にいくのはやぶさかでないですけれども、そういうお考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その財政、財源の問題につきましては、これまでも大船渡沿線、気仙沼沿線の首長皆さんで何回となく国のほうにお願いをしてきました。4年間、結果として財政出動はできないというお話でございますので、いつまでこの問題を引きずるのかということです。ですから、何回も言いますように、これ以上復興事業をおくらせるわけにいかないというのが我々の判断、大きな材料の一つです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま4年間やってきたと言いますけれども、連絡協議会か何かで行ったんでしょうか。どういう立場で行ってきたんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 手元にこれまでの国関係への要望の資料がありますので、お控えをいただきたいと思うんですが、まず気仙沼線の復興調整会議、これは平成23年を皮切りに合計8回開催をされております。それから、県庁が事務局をやっている期成同盟会というのがあるんですけれども、これは4回やっています。それから、三陸鉄道の気仙沼線の、これも期成同盟会になりますが、これも3回やってございます。それから、被災自治体の首長を中心に議長を含めた要望活動、これは全部で6回になります。以上なんです、さらにうちの町はJR東日本本社を多分五、六回は町長訪れているはずで、要望はこの鉄道の部分をどうするんだと、復興に関係があるんで早く結論を出してくれというようなお願いで行っておりますので、トータル二十数回ぐらいいろいろお願いをしているということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 去年の12月の質問では、こういうことが公表されなかったのですが、今伺ったわけですが、いずれにしても当町はBRTでいくという町長の方針が決まったようですが、これからJRとの協議をしていく中で、鉄道は絶対しないというわけでもない、協議の中で少しは希望が見えるのかなというような思いもしますけれども、この辺で私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

日程第3 請願9の1 第189回通常国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書提出を求める請願書

○議長（星 喜美男君） 日程第3、請願9の1第189回通常国会に提出された「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書提出を求める請願書を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。請願9の1については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願9の1については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ここで紹介議員より請願に対する補足説明がありましたら、説明を求めます。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これは私の感覚といいますか、一般的にも言われていることなんですけれども、この法案が、なぜこういう法案が出てきたかということですね。これは、これまでの経過を見ていますと、やはりアメリカ、アメリカ等とありますけれども、特にアメリカの意向に従って、日本の自衛隊が海外にまで行ってお手伝いをするというか、それを目的に今、しているわけなんです。結局この法案がなぜ出てきたかという、アメリカの影響が非常に強いということだと思います。そして、法案がまだ決まっていないうちから、アメリ

カに行って首相が約束をしたり、自衛隊の幹部が話し合いをしたということが暴露されておりますので、この請願にありますように、これまで日本は憲法9条をもとに、基礎にして、外国、国際紛争としての戦争を放棄するという、ずっと姿勢をとってきました。これを覆すものであると思いますので、これは非常に問題のある法案だと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今国会に2法案が提出されたということでありまして、その提出した法案に対して反対の意見書を出してほしいという内容の請願だと思います。

大変、私ごときのことを言いますが、この2法案の内容というのが、ちょっと勉強不足といえますか、内容をよく理解をしていない。小野寺議員のように勉強していればいいんでしょうけれども、なかなか勉強をしていないというのが事実でありまして、ただここに掲げられている文書を見ますと、憲法学者から意見をとったということを示されておるんですが、学者といいますと、いろんな学者さんがいるわけでありまして、白という学者さんもあれば赤という学者さんもいるし、またピンクだという学者さんも、さまざまいるわけですよ、全国にね。どれが正しいのかなということもよくわからないわけです。よくテレビを最近見ていますと、国会とかいろんなところでデモ行進がなされてあるわけです。現地に行ったわけでもないで、テレビの報道しかわからないんですが、そのプラカードを見ると戦争反対というプラカードが随所で見られるわけなんですね。私心配するのは、この法案が通ればすぐ戦争が起きるのかなと、そんなことも考えられるわけなんです。中身がよくわからないんでね、テレビを見ている限りですから。法案が通るとすぐ戦争がどこの国で起きるのか、いつやるのか、ということもよくわからないんでね、ここで詳しい説明といたってなかなか難しいかと思うんでね、要するによく内容がわからないものですから、難しいなど。討論でないの、質疑なものですから、難しいなという感じがいたしておるんでね、もし議員のほうから詳しくといたってどこまでわかりませんが、その辺のところをお聞かせいただければと思います

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この法案が通ったからすぐに戦争に行くとか、そういう問題ではないと思います。国際紛争を解決するためにこれまでは日本は外国に行って戦闘行為あるいは武力行使、これは絶対できないということはずっと内閣のほうでもそういう判断をしてきました。それと、今すぐ戦争が起こるかというのは、全く今日本が直接かかわらなくちゃいけな

い戦争というのではないと思います。もしそういう事態が起きた場合に、すぐというか、余り時間をかけないで戦争に参加できるようにするというのがこの法案の内容だと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

まず、本請願に対する反対討論の発言を許します。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は、本請願採択に反対の立場から討論をいたします。

いわゆる安保法案は既に衆議院を通過し、参議院において審議中であり、来週にも採決かという状況であります。この法案については、一部学者や著名人からも違憲または合憲であるとの声のあることも承知しております。それらは、それぞれの主義、主張や解釈の相違によるものであり、発言、行動、表現等自由である民主主義国家ではごく自然な流れであると考えます。安保法案は世界の情勢、状況の変化に対応し、自国の安全を守り、先進国として世界各国の期待に応えるためにも必要であると考えられるものだが、より慎重な審議をする人の思いを持っているのも事実であります。これらを加味しても、国際平和支援法案、平和安全法制整備法案を明らかな憲法違反、平和国家日本のあり方を根本から変えるものであるとしている請願の趣旨は、まさしく主義、主張に基づいた一方的な解釈によるものであると考えます。よって、到底これは容認できるものではなく、廃案を求める意見書提出を求める請願採択には反対であります。

以上、討論といたします。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 日本はいわゆる立憲主義で政治が行われております。国民の意思による一番大切な決め事が憲法だと思います。憲法98条では、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあります。そしてまた、99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」とうたわれております。また、憲法はその前文にあるように、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」として、国民の代表である政府の行為を縛っているものであります。ですから、憲法に違反する法律をつくってはいけないということだと思います。ときには過ちを起こします私たち人間の行為を正すための規範が憲法だと思います。もしどうしても必要があ

ることがあれば国民の総意として憲法の改正をして行わなければならないと思います。

昨年7月、安倍内閣は、これまで歴代内閣が一貫して否定してきた現行憲法のもとでの集団的自衛権の行使をそのときの内閣の方針にすぎない閣議決定という形で容認をして法整備をするとしました。この2つの法案は、自衛隊の活動範囲や使用できる武器を拡大する、有事の際の自衛隊派遣のための国会論議時間を短縮する、在外邦人救出やアメリカなどの外国軍隊の擁護活動を可能にする、武器使用基準を緩和しており、上官の支持に反した場合の罰則規定を追加するなどが盛り込まれております。多くの憲法学者などの専門家や国民から疑問の声が上げられています。

自衛隊が他国の軍隊と一緒に国際紛争に介入していくことになります。日本の自衛隊員が相手の軍人、場合によっては民間人を殺しあるいは殺される危険を冒すことになりかねません。憲法9条をどう読んでも国外まで出て行って武力の行使はできないというのが多くの国民の認識だと思います。この憲法9条が戦後70年間、日本の国際的な信用の基礎となり平和を保ってきました。請願で言われている2つの法案は、憲法に違反するとの声広がっております。地方自治体からの法案反対や慎重審議を求める意見書も広がっております。国会における与党推薦の参考人からも法案の憲法違反が指摘され、与党の議員や支持団体などからも法案に対する反対や意見の声が広がっております。国民を戦場に送ってはならないと思います。憲法に違反する法律は、つくってはいけないと思います。

以上、議員皆さんの判断をお願いして、請願に対する賛成討論とします。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。

次に、反対討論の発言を許します。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番佐藤宣明は、本請願9の1に反対する立場から討論をいたします。

今日の国際情勢は、各地、各国で繰り返し勃発しております国際テロ事件、また極東アジアにおける中国の軍事力の増強や海洋進出の強権的な動き、さらには北朝鮮の核とミサイルの脅威など、島国日本としての取り巻く環境、安全環境は不安要素が大変増大いたしておるところでございます。そういう状況の中で、政府は国民の生命と財産を守るため、いざという時の抑止力の強化を図るための安全保障関連法案を本国会に提案し、現在審議中であります。そういう現下の状況下において、繰り返しになりますが、国民の生命と財産を守るための一定の抑止力の強化のための法整備は必要と思われるところでございます。ただ、現在参議院で審議中ではありますが、国民世論もいろいろとあるところでございまして、理解を得るための十二分な方策をとり、拙速に採決するのではなく、慎重かつ十分に審議されますことを望

み、反対討論といたします。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成の討論の発言を許します。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。請願9の1に対し、私は賛成の立場で討論させていただきます。

先日、中国で70周年の軍事パレードがありました。日本の偉い方は出席しなかったという報道もありました。そこで、私はもう余り深く考えないというわけではないんですけれども、これまた少し前にラジオで、いざ戦争となった場合にということだったんですけれども、そうった中国との関係で、例えば中国はアメリカの国債をいっぱい買っているということで、いざ中国とそういった関係になった場合に果たしてどうなんだろうかと、そういうことを言っているたしか学者じゃなかったんですけれども、言っている方がおりました。それを聞いて、ああそうなんだと思って、そういった場合どうなんだろうかという思いがしました。これがまた、北朝鮮、韓国との場合だったら、近隣の国ということでどうなのかわかりませんが、そういった思いが一つありました。

あともう一つ、この法案が通った場合、前議員の討論でテロの抑止力が可能になるということでしたけれども、私は逆に力と力というか、テロが多くなりそうな気が、具体の証明はできないんですけれども、何となくそういう気がするので、以上その2つの思いから反対の討論とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありませんか。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 済みません、間違えました。賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願9の1を採決いたします。この採決は起立によって行います。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立少数です。よって、本請願9の1は不採択とすることに決定いたしました。

昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後12時01分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議に入る前に、会計管理者から平成26年度歳入歳出決算に関し、発言したい旨の申し入れがありますので、許可をいたします。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） それでは、議長の許可をいただきましたので、議案審議に入ります前に私のほうから平成22年度から平成25年度の決算書及び決算附表の数値の誤りについて、訂正とおわびを申し上げさせていただきたいと思ひます。

ただいまお手元に平成26年度の決算書の写し388ページをお配りしておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

なお、本件につきましては、決算附表の1ページにも同様の内容が記載してございます。

訂正をさせていただいた箇所は、財産に関する調書の出資による権利の部分でございます。出資による権利の表の9段目、ふるさと市町村圏基金出資金ですが、3,343万円と記載してございますが、平成22年度から平成25年度までの決算書及び決算附表においては、ここを3,564万6,000円、35,646,000と記載をしております、221万6,000円、2,216,000多い誤った金額を記載しておりましたので、平成26年度の決算書において訂正をさせていただきました。

誤りが発生した理由とそれを発見した経緯について申し上げますと、平成22年の12月定例会におきまして、誤りがあつた金額分、221万6,000円の権利放棄の議案をご決定いただきましたが、震災による書類流出のために平成22年度決算を調製する際にそのことが漏れてしまったということでございます。今定例会に上程する予定であります本件に関連する議案第123号を精査する際にその誤りを発見したという経緯でございます。

改めておわび申し上げますとともに、ご了承いただきたく、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ただいまの発言で伺いたいことがございましたら、伺っていただきたいと思ひます。よろしいですか。

それでは、次に進ませていただきます。

日程第4 議案第107号 南三陸町職員の再任用に関する条例及び南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第107号南三陸町職員の再任用に関する条例及び南三

陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第107号南三陸町職員の再任用に関する条例及び南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、被用者年金制度が厚生年金に一元化されることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第107号の細部説明をさせていただきます。

まず、議案書の2ページをごらんください。

今回、教職員の再任用に関する条例、それと議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、この2つの条例をあわせて改正するものです。

改正する根拠につきましては、町長の提案理由で申し上げましたが、厚生年金保険法等の法律の改正によりまして平成27年10月から被用者年金が一元化されることに伴うことによります。

では、条例案の改正内容について、順を追ってご説明いたします。

議案関係参考資料の、まず2ページをお開きいただきたいと思います。

第1条関係として、職員の再任用に関する条例の新旧対照表になります。これの附則の第2項に特定警察職員等への適用記述の規定があります。いわゆる特定警察職員とは、警察官や消防職員のうち、職責で警部、消防司令以下の職員を指しています。当町では実際該当者はございません。ただし、条例の例規の規定上、他の都市部と同様の構成をとっているためにこの規定を設けてございました。今回備考欄に記載のとおり、年金の一元化により引用する法律が地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法へ切りかわることになります。附則の改

正のみでございますので、再任用の制度そのものを改正するわけではございません。

次に、議案関係参考資料の3ページから7ページまでは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、これの新旧対照表になりますが、これも附則の規定の中にある生涯共済年金を生涯厚生年金へ一元化されるための所要の改正でございます。法則の制度上の改正ではございません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

1件だけ伺いたいんですけれども、この条例の改正に反対その他するものではないんですが、本来ならこういった質問は私、窓口に行って聞こうと思ったんですけれども、議会議員の公務災害ということで、ある程度共通認識あったほうがいいと思ひまして、1件だけ伺います。

そこで、公務災害についてなんですけれども、震災のときを除いて、近年当町でそういった適用事例が、再任用及び議会議員、非常勤の職員に当たっては、そういう事例があったのかどうか、そこを1点だけお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 震災後、体育指導員さんの方が指導中に事故等がありまして適用された事例がございます。その他、あと臨時職員等の公務中の災害もございますけれども、これはあくまでも非常勤の特別職等の災害補償に対する条例ですけれども、事例として記憶しているのはその1件であったと思ひています。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1件ということでわかりました。そこで、公務災害なんですけれども、認定の際の委員会とかあったみたいなんですけれども、その際の状況というか、判断基準みたいなのがあったら、簡単にでよろしいですので、伺いたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 県の町村会のほうに認定委員会がございますので、事例が発生した際にそちらに報告をして、あとそちらの委員会構成がございますので、そちらで委員会決定した内容がこちらに伝えられるといった、そういう段取りになってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第108号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第108号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第108号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、全住民に交付される通知カード及び本人からの申請により交付される個人番号カードの再交付に係る手数料を有料とするため、手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第108号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について細部を説明させていただきます。

議案書では5ページ、6ページになります。議案関係参考資料の8ページをお開きいただきたいと思います。こちらで説明をさせていただきます。

まず、1番、趣旨でございますが、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律、平成25年法律第27号でございますが、施行され、これはいわゆるマイナンバー社会保障・税番号制度といわれる制度でございます。施行されて平

成26年の11月20日にはこの法律に係る政令、省令が公布されました。これにより、平成27年、今年10月5日から住民基本台帳に登録されている住民全員に個人番号を付番し、通知カードによる通知をするということにされたところでございます。

また、来年の1月からは本人からの申請により個人番号カードを交付するとされております。いずれのカードにおきましても、初回の交付の手数料は国の負担になりまして無料となります。しかしながら、紛失や破損等により再交付をする際の手数料は、国の負担がないことから、総務省の示す基準額等を参考に再交付に係る手数料を有料とするため、今回の条例の一部を改正するものでございます。

同ページ2番の概要でございますが、南三陸町手数料徴収条例の第3条に掲げる別表に再交付手数料を追加いたしまして、住民基本台帳カードの交付手数料を削除するという内容の改正となります。通知カード再交付手数料は500円、個人番号カードの再交付手数料は800円と定めるものでございます。ただし、番号カードの再交付に関しましては、800円の負担のほか、電子証明書の再交付手数料が200円ほど別途負担していただくこととなりますので、実質負担は1,000円となります。この差額の200円分は歳計外の預り金として、地方公共団体システム機構というところに直接納付されるものでございます。

条例で規定する手数料の算定根拠でございますが、通知カード及び個人番号カードそれぞれの原資、紙代ですね、ICカードの購入原価等を考慮の上、総務省が示す基準額の再交付手数料相当経費と同額とさせていただいております。

3番の施行年月日でございますが、通知カードに係る再交付手数料につきましては平成27年10月5日、個人番号カードに係る再交付手数料につきましては平成28年1月1日からとなります。

なお、新旧対照表は参考資料の9ページから10ページまでとなります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今、説明をいただいたんですが、この情報化時代でこのようになることはいろいろと見ていたとおりいろいろ前から伝えられてきたことなんですが、よくわからないのが、何と申しますか、ここに2つのカードがあるんですが、通知カード、それから個人番号カード、もう少し詳しく内容というのを説明できますかね。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 個人番号カードと申しますのは、この10月からまず住民基本台帳上、住民票にそれぞれ我々含めて登録されているんですが、その方々全員に番号が付番される、12桁の番号が付番されるということで、その番号を付番したことを通知するカードが通知カードといいまして、本人の氏名、生年月日、性別、住所等が記載になって、その12桁の番号が記載された通知カードが送付されると。これを利用し始めるわけですが、一生使う番号ということで、大切に保管してもらおうというのは番号カードと差異はないんですが、番号カードといいますのは、希望する方に交付するというので、次の段階としてその通知カードを受け取った際にその通知カードと一緒に番号カードの申請書が同封されます。その申請書でもって先ほどご説明申し上げました地方公共団体システム機構というところが全国の自治体のこの番号カードの発行の事務をまとめて行ってくれる団体になるんですが、そちらのほうに必要事項を記入して自分の写真を添えて申請します。そうすると、来年の1月以降に順次準備が整った時点でそれぞれ申請を受けた方に対して個人番号カードが交付されるという流れになります。

その個人番号カードというのは、通知カードというのは番号だけしか記入されていないんですけれども、そのほかにICチップが埋め込まれております。皆さんイメージしやすいのは、現在利用されている方は利用されているんですが、住民基本カードというのがありますけれども、そのカードと同じように例えば個人を認識するデータが入っておりまして、e-Taxとかですね、個人の公的認証に使うICチップが埋め込まれているというようなカードということで、ちょっと私たちもまだ見たことはないんですが、イメージ的にはそういったカードということで、それらを使ってこれからまだ決まってははいないんですが、いろいろな行政サービスにも広く使えるようなカードになっていくと想定されているんですが、そういった形のカードということで、あくまでも一方は通知のみのカード。ただ、これも大切に、例えば社会保障、例えば児童手当の申請だったりとか、税の申告の際にお勤めの方が事業主さんにカードの番号をお知らせする場面とかが来年の1月以降出てくるわけですが、そういったときに使うカードということで、いずれも大切なものですが、番号カードのほうは付加価値がついたカードで顔写真がついて身分証明書になるようなカードということで、お考えいただければわかりやすいかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、要は通知カードはあなたの番号はこうですよと通知すると、欲しければ申請してくださいと、番号カードをね。そういうことなんですよ。端的にね。

いろいろこれから便利になるんだろうとは思いますが、やはり何でも裏があれば表があるのでないかと言ってね、便利になれば不便なところも出てくるのかなと思うんです。その危険性、番号に何というか、いろいろなものが盛り込まれるんでしょうが、そのときに例えば紛失したとか、そういう場合における危険性というのはどうなのかなと思って心配しているんですよ。いわゆるよく逆止弁というのが船についているんですがね。内側から流れるんだけど外からはとめるよと。そういう危険性をカットできるのかなと。そうできるものであれば、大変便利なものになるんだろうなと思うんですが、その辺あたりはどうでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） その辺の対策は国のほうでは万全にしていこうというような説明でございますが、基本的には個人番号自体に、いろいろな所得の状態だったりとか、先ほど申しあげました4情報といわれる氏名、住所、生年月日、性別等の情報以外の情報はくっつけないというのが原則で、大きい情報が集まるサーバーの中で、個人番号の中にひもついた情報というのは今言った4つの情報以外の情報というのは、別なところで簡単に言うと管理されていて、その番号が漏れたからそれにひもついてその他の個人の情報が漏れるというようにシステム上構築されているというような説明でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そのことを聞くと安心するんだけどね、複雑になっていけばいくとその穴というのが出てくるから、国でやるからといって必ず間違いがないのかということにもなりませんので、課長の当町で気づいた点は、国のほうに申すことがあってもいいとも思うので、万全を期すような形でこれから進めていっていただきたいなと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

議案第116号にまた出てきますので、そこで少し詳しくお聞きしたいと思うんですけれども、今この116号が決まっていない段階で、今の108号があっても問題はないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ただいまの質問でございますが、後ほどの議案に関しましては法で決まっている利用のほかに町が独自に条例を定めて利用する業務ですね、個人番号を使う業務を規定する内容となっておりますので、基本的な通知カードであったり、番号カードに関する再交付の手数料とは関係しないものと考えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 手数料徴収条例に関連しての、マイナンバー制度が導入されるので、それに伴って町内の条例変更をしていくということだと思うんですが、その大もとのマイナンバー制度自体は国の制度ですから、ここで可否というか、問題点を議論する内容ではないんだろうなと思うんですけれども、説明の中で200円の差額が生じてそれがというお話、ご説明があったと思うんですね。そこが参考資料等では拾い切れない情報なので、実際の負担は1,000円だけれども200円がというお話ですね、ちょっと詳しくもう一度お聞きしたいなと思います。

それから、先ほど前者の質問の中で、基本情報が4つ個人番号カードのほうにはあるんだと。その4情報ですね、もう一度済みません、確認したいので、4つ列挙していただきたいなということが2点目。

それから、マイナンバー制度を使って、要は町民であるとか国民が一体どういう恩恵を受けられるんだというところが一番大事なんだろうと思うんですけれども、例えば総務省とかの情報等を拝見させていただきますと、事務作業の簡便化とかいうことがあるんですけれども、役場に行ったときに手続が簡単になるということだろうと思うんですが、その中に災害対策にも使われるという情報がありまして、どういうことかなと思ったんですけれども、災害が起きたときにその災害に対しての補助であるとか支援であるとかの手続をする際にもこのマイナンバーが使われていくんだというお話のようなんですね。ちょっと確認したいのが、災害というのが要はマイナンバー制度が実際に運営されて、来年の1月以降になるんでしょうか、からの災害に限ってその災害対策にもマイナンバーが使われていくということになるのかですね。当町大きく被災している町ですので、今後我々に付番される番号が今までの例えば災害があってどういう手続を経てきていたかとか、罹災証明がどうだったかということにもこのマイナンバーが関係してくるのかどうかということですね。ちょっと確認したいんですが、その3点、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まず、1点目でございますが、説明が足らずに申しわけございませんでした。200円に関しましては、手数料条例の中では扱えないお金で、先ほど申し上げました地方公共団体システム機構 J-LIS といわれる期間でございますが、こちらで直接200円分、これは ICチップに係る手数料と聞いておるんですが、こちらの部分を町の会計には入れずにこの機構のほうにお金を納入するという形をとるために800円と200円ということ

になるということでございます。

それから、4情報ですが、基本4情報といわれておる部分は、氏名、住所、性別、生年月日ということでございます。

それから、災害時の利用想定ですが、ちょっとですね……。済みません、ある一定程度以上の、ちょっと済みません。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 恐らく、災害対策については、議員のご推測どおりだとは思いますが、詳しいところまで私もつかんでおりませんが、そもそもマイナンバー、これは法律で定められた事務にしか使ってはいけませんよと。要は国がつくった制度、それから全国一律にどこでもやっている制度、そういったものに使いますよということになっておりますので、その観点からすれば、またあしたにどこかで自然災害が起きたというときにも、国の災害対策基本法とか、そういった法律に基づいて施行されるものになりますので、今回のように罹災証明を出す際の参考の12桁の番号として使われる可能性は非常に高いかなと思っておりますが、ちょっと正確なところまではつかんでおりませんので、機会があれば後ほど調べたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 制度そのものに関しては、今後も情報収集しながらということだろうと思うんですが、ただ、条例制定されますとすぐにでも来年の1月というところを考えてもすぐに運営されていくものですから、何というか、こちらにご説明いただく前に、これを導入されることによって町の行政がこう変わるんだよということと、加えて町民の皆さんにとってはこの番号さえ持ってきていただければこういう手続きができるようになるんではないかと、ということをもう少し具体的にイメージしやすいように処置してくということも必要になるんだろうと思います。それについては、今取り組んでいる最中だろうと思いますけれども。その災害対策にもというところが私としては個人的にいろいろこの法制度についていろいろお話を聞いたときに引かかったといいますか、被災している人間特有の反応なのかなとは思いますが、このジャンルだけ際立ててというか、特別に切り離して災害対策にも使われますという説明のされ方をしていたもので、先ほど今、企画課長の答弁の中でも、国の法律で規定する業務以外にはこの番号というのは使われないんだよというお話でしたけれども、そこにわざわざこの災害対策ということを規定したということは、そこに対しての何かこうメリットデメリット、デメリットはないですか、そこについての法律運用していく上での必

要な事案だったんだろうと思いますので、そこを押さえていたら詳しく聞きたいなというのが質問の趣旨です。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 大変失礼いたしました。資料は準備していたんですが、見つけかねまして。現段階での想定として、東日本大震災での経験を踏まえてということで、国の想定としまして、大規模災害時に限り、保険金の支払いや預金の払い戻し等のために行う名寄せ等の事務に利用できることとされたということをごさいます、要するに預貯金等も今後個人番号が活用されるというようなことを踏まえて、現段階でこのような使い方を想定しているというような説明でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そのところをはっきり確認しておきたかったので質問したんですけども、確認になりますけれども、大規模災害があつたりすると、データが流出したりとか、個人情報を証明するものがなくなっていくということが東日本大震災で実際にたくさんあったわけですね。それを、番号さえどうにか提示できればそこから情報にひもがついているので、その場ではそういう紙の資料がなくてもこの人がどういう人で、そういう情報を持っていて、どういうふうな災害の支援をすればいいのか、もしくはその支援を受ける資格があるのかどうかの確認ができるということなんだろうと思うんですけども、それでよろしければどういうふうに今のところ情報として押さえているのか。最後に確認させてください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 今参議院で、このマイナンバー法の改正案が可決されてございます。その中に、預貯金口座へのマイナンバーの付番等が規定されたということでございますが、それらの情報を踏まえて災害が発生した場合に限り、被災者の預貯金等の金融資産の引き出しや生命保険、損害保険及びそれに類する共済の保険金等の支払いを円滑に行うためということで、税務署等の持っている情報等と合わせてこういった利用を国のほうで一時的に通常時ではなく災害時に限って利用させるという想定ということでございます。そのような状況ということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。

いわゆるマイナンバー制については、いろいろ物議というか議論のあるところでございますが、まずもって今、何点か確認したいんですが、いわゆる平成27年10月5日から基本台帳に

登録されている住民全員に通知をするんだと。そして、平成28年1月から本人の申請により交付するというようになっております。

それで確認したいのは、いわゆる申請主義ですよ。申請しない、希望しない人はマイナンバーというか、そういうのは登録されないという仕組みになるのかどうか。

それから、年金とかあるいは源泉徴収票、税制ですね。いろんな場面で個人番号というのは活用される、管理していくということなんです、いわゆる事業所とか企業もこれに対応していかなければならないんだろうと思うわけでございます。そういうものが果たして間に…、これ1月から運用されるんですか。4月1日じゃないんでしょうかね、来年の。その運用場面に間に合うのかどうか、事務的にこれからスタートして。その辺、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 申請しない人、申請主義。番号カードについては、希望する方に交付されるものでございますが、先ほど言った通知カードというのが10月5日の時点で交付された際に、番号カードに切りかえる際にはその人は通知カードと交換というような形で交付の流れになっておるんですが、そもそも10月5日の制度の発行の時点で漏れなく全員に番号が付番されるということございまして、申請するしないについては、番号カードについてはそういうこととなりますが、漏れなく住民登録されてる方々につきましては、外国人も含めて付番されて、それを利用されるようなシステムが今後構築されていくというようなことでございます。

それから、事業所等の対応でございますが、1月1日から施行等はなっておりますが、実際には来年の申告、平成28年度中の収入が平成29年の翌年に申告ということになりますが、その際に発行する源泉徴収票等に個人番号を付番するという義務づけがされます。ということでありますので、1月1日から即、事業者が対応しなくてはならないというような、事、税に関してですが、そのような状況と捉えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それで申請をして、顔写真もですか、つけて、いわゆる希望して交付を受けた方、あるいは私は何もそういうものいらないですという方も出てくるんだろうし、今後いろんな事務処理というか、例えば窓口事務とかですね、そういう形で不利益とかそういう不都合な場面というのは出てこないのかどうか。

それから、企業、事業所というか、そういう方に、国のほうでそういう通達というか、実際にこういうふうに流れていきますよと、したがってこういう準備をしてくださいとか通達さ

れているんですかね。いわゆる町のほうでやるんですか、それは。その辺、もう一回。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 住民の皆様には不都合とか不利益にならないようにご理解をいただきながらももちろん番号を使っていかななくてはならないと考えておりますが、何分今までのように、例えば住基カードの再交付とか、窓口で取り扱っていた部分が一度先ほど申し上げましたように、再交付にJ-LISという機関に依頼をして再交付するというので、1週間程度再交付にも期間を要するというような問題等もございまして、今後その辺で住民の皆さんにご迷惑かけないというか、不利益にならないような事務運営等は検討していかなくちゃならないんじゃないかと考えてございます。

それから、事業所等に対する通知等は、もちろん国のほうで責任をもってされているものと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） よくわからないんです、はっきり言って。したがって、相当早くから住民にもあるいは企業にでも、国でやるかそれぞれの自治体でやるかどうかわかりませんが、その辺は徹底した準備の上にやらないと、なかなか今までない仕組みですからね、とにかくね。そういう新しい仕組みなものですから。相当な根回しというか、徹底した周知徹底、その辺をしないと色々な問題が出てくる可能性があるんだろうということを提起して、終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

国の制度ということで、当町にも導入されるということですので、私、導入される場合のあれを町長に伺いたいんですけれども、町長、こういった制度を導入する上で、基本的な思いというか考えでよろしいんですけれども、先ほど言った有効な部分というか、メリットの部分と、あと危惧する部分。もし、どのように、導入する前ですけれども、考えておられるのか、今後の行政執行というか、そういう運営する上での大切なことだと思いますので、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 情報を1つ管理するという点でメリットはあるんだろうと思いますが、先ほど来お話しありますように、個人情報の問題をどうするのということについては、やっぱり皆さんが疑念をもっている部分がございますので、この辺は十二分に我々としても配慮を

する必要があるだろうと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そこで、先ほど課長答弁あったんですけども、行政サービスにも広く使われていく可能性があるということなんですけれども、今、町長の答弁あったんですが、現在のような縦割りのシステムから何らかの形で風穴というんですか、それで、将来的にこのナンバーを導入することによって、行政のスリム化というか、そういったことにもつながる可能性があるのかどうか、伺いたいと思います。

あともう1件なんですけれども、500円、800円の金額なんですけど、先ほど以来答弁を聞いていますと、まとめる団体があってそこに依頼するということなんですけれども、近隣の自治体との比較、もしお分かりでしたら、ほとんどこういった金額なのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 個人番号カードの今後の行政サービスへの可能性ということで端的に一例を紹介いたしますと、例えばコンビニ交付等が現在さまざまな自治体で検討されているということでございます。現行の住民基本カード、住基カードでも、ある自治体では例えば住民票、印鑑証明、税証明等をキオスク端末をつかって交付サービスを行っている自治体もございます。そういった番号カードを取得することによって、それに暗証番号等も設けられまして、本人を特定しながらそういった役場窓口に来庁しなくてもそういったサービスが受けられると。また、付加価値として、今後のあくまでも想定でございますが、例えば図書カードに兼用できるとか、病院の診察券がわりに利用できるというような可能性も秘めているというようなことでございます。

詳細については、まだこれからということになってくるかと思えます。

それから、手数料の近隣の状況ということで、いずれの自治体もこの9月の議会等を想定して条例等の準備をされていると聞いてございます。あくまでこれは総務省が出す実費相当の金額ということでございますので、他の自治体もこのような金額で上程されるものと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

先ほどの説明の中で、ICチップ料の200円、これは町の会計を通さないという説明がありましたけれども、この部分というのは窓口に来てこういう証明をとった場合、手数料等、こ

の交付手数料とそのチップの200円というものは別々の取り扱いになっていくのか。その200円というものは、あくまでも毎日の例えば毎日そういう利用があった場合、どのようにして支払いしていくのか。再交付の場合ですね。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 個人番号カードには、先ほど申しあげました個人認証部分の機能が標準装備されるといいますか、住基カードと同じように、その部分の差交付手数料部分で町の直接の収入には入れられない部分が200円というのが発生します。これにつきましては、一時預かり金としてうちのほうで預かって、会計には通さないでそのまま出納室経由等でこのJ-LISという機関に直接納付するというような流れになってくるかと思えます。ですから、実質個人からお預かりするのは1,000円ということになるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 個人からは1,000円もらって、200円はストックして納めるという形なんですけれども、金額が金額で、2万円だの20万円となると忘れないんでしょうけれども、その200円がゆえに忘れてたり、事故だのという、そういう懸念はされないんでしょうか。大丈夫ですか、そういう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 毎日の会計処理は複数名で行っておりますので、特段大きい問題が生じるとは現時点では想定してございません。

○議長（星 喜美男君） 課長、再交付のそのシステム、説明して。というか、その200円を納めるところ、再交付の際にそれは出るということで、その辺、もう一回、さっき。

○町民税務課長（佐藤和則君） 再交付の際に、町の会計に入れる800円と、直接地方公共団体情報システム機構というところに納付する部分と、200円と合わせて1,000円を徴収させていただくということでございます。それで、再交付の提出書類とあわせてその200円分につきましては、このシステム機構のほうに送金するというような流れでございます。800円は通常の一般会計の歳入として処理するというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 再交付だけだから、200円ですけれども、その200円その日、例えば入ったその日に納付書か何かで送付するのか、ためていてそれを一括納付するのか、どういう送付の方法でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 今後のことでございますので、出納室等と協議して適切に処理してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 課長、そのICチップをあれするための200円なんでしょう。それをやらないと、カードができないということなんでしょう。だから、その200円が向こうに支払われないということがないと思うんだけど、そのあたりの説明。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みません、説明が下手で大変申し訳ございません。カードに何というんですか、個人認証の機能が、この番号カードというのは標準装備されるもの、カードと一体のものでありますが、その権限、事務の権限が、個人認証に係る部分が町にはないということございまして、それは機構の直接業務として規定されています。ですから、その部分に関する経費については直接機構のほうに歳計外のお金として預かってお送りすると。町に歳入した800円につきましては、別な形で事務交付金等で一括この機構のほうには納められるというような、お金の流れとしてはそういうような形でございますので、全て200円も800円も再交付のための経費として使われるというようなことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私が聞きたいのは、その200円をどういう町の会計に入らないからそれをどのような形で納付書で納めるのか、それとも一括、1カ月預かっておいて納めるのか、そういうことを聞きたいんです。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それにつきましては、先ほども申し上げましたがどの程度の頻度で再交付が発生するのかわせてその時点で出納室等と協議をして、適切に送金事務を行ってまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） もう、4回もやっていますから、ちょっとかみ合っていないから、ずれていますから。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時19分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第109号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第109号南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を
改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました議案第109号南三陸町立学校の設置に関する
条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現在志津川小学校に併設している戸倉小学校について、被災した学校施設の災害復
旧工事が本年8月に完了したことから、平成27年10月1日から学校の位置を変更するため、
同条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜
りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） それでは、議案第109号の細部説明をさせていただきます。

議案書は7ページ及び8ページ、議案参考資料は13ページとなります。

本案は、災害復旧事業により、戸倉字宇津野地内に整備を進めておりました戸倉小学校の新
校舎及び体育館等が本年8月末に完成したことから、同校の位置を併設先の志津川小学校の
所在地である志津川字城場41番地から、新しい学校施設の所在地である戸倉字宇津野50番地
1に変更をするものであります。

なお、本改正条例の施行日は平成27年10月1日としております。

以上で、議案第109号の細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第110号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第110号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました議案第110号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、町営住宅の入居者の資格の特例に関する条項に要件を追加するため、町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第110号の細部説明をさせていただきます。

議案書の10ページ、それから関係参考資料の14ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正は、第6条の2第1項に記載の文言を追加し、11号とするものでございます。

公営住宅入居には同居する親族がいることが条件になっております。第6条の2第1項は、

同居親族がない場合の特例を規定しておるものでございます。これまで単独の入居は60歳以上の高齢者、身障者、DV被害者、東日本大震災などの罹災者などが認められておりました。同居親族要件に関しては、平成23年5月2日に交付をされた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、大変長いですが、いわゆる分権一括法により公営住宅法が改正され、同居親族要件が削除されております。平成24年4月よりこれが施行されてございます。

これは、同居親族要件を廃止するという趣旨ではなく、その判断を各自治体に委ねるという趣旨でございます。このため、南三陸町では公営住宅の整備目的が低所得者に良好な住宅を提供するという目途から、廃止した場合入居申し込み者が増加し、本来公営住宅の供給対象とされてきた同居親族を有する世帯の入居機会が狭められることになることから、これまで認めてはおりませんでした。今回、災害公営住宅の入居状況、他の町営住宅の申し込み状況等を考慮し、原則は同居親族要件を堅持し、一部の事案については単独世帯の入居が可能となるよう、条例を改正するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

入居しようとするものの心身の状況を町長が判断するということのようにですけども、心身の状況の判断するための資料といいますか、例えば障害の状況とか、病院の医者診断書とか、そういうものを使ってやるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 身障者についてはこれまでも単独での入居が認められておりました。ただ、お一人の場合、お一人で生活ができるかという一つの判断基準もございましたけれども、ここで言われておりますのが、当然現状を見ますと民間のアパートとかがない状況でございます。しかしながら、町内で就業し、そして町内に住みたいという方が多分いらっしゃる状況でございますけれども、なかなかその提供ができていないということでございますので、長距離の通勤がある程度難しいとか、そういうことを察して有効分でございます、特に身障者を対象としているものではございません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 済みません、ちょっと説明がよくわからないところがあります、済み

ません。

町長が認めて事情を勘案して認めるとありますので、実際になさるのは担当課とかがされる
とは思いますが、その際にそういう診断書を利用するのかどうかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ここでは身障者を対象としておりませんので、診断書の提出等は求
めないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 身障者を対象にしないということは、そういう身障者の方、あるいは
何らかの病気がある方は対象にならないということなんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまでの条例の中に、第3号でございますけれども、そこで身障
者の方については入居できるという、既にそういう規定がございます。ですから、ここで11
号をまた当てはめて審査をするということはございません。ここの心身の状況というのは、
あくまでも長距離の通勤が可能かどうか、余りにも重い状態であればそこは認めましよう
というところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この条例、ちょっと前後するんですが、この住宅条例について、この位
置、位置というか、一つの固まりの状態の中に、いろいろ入居されている方々あるんでしょ
うが、お互いに迷惑防止といいますか、いろんなここにおいて他人に迷惑をかける場合も出
ているんだろうと思いますが、この迷惑防止条例ではありませんが、この辺あたりの何とい
いますか、見直しといいますか、強化といいますか、その辺あたりをちょっと伺いますがい
かがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） なかなかお答えにくいところでございますが、基本的に条例の中で
迷惑行為はしないでいただきたいという条項がございます。よって、一定の苦情があった場
合はその当事者にお伺いしまして注意を申し上げているという状況でございます。あとは
その程度によってそれなりの対処をしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大変課長も苦しいんですが、私も苦しいんです。一部の方によって
いろいろと迷惑を高じてそれがにっちもさっちもいかないような状況で、何といいますか、

最後には泣き寝入りみたいになるんですね。同等の権利は持っている中でですね、そういうことが起きて町がもう少しやはり手を差し伸べる必要はあるんだらうかと、そう思うんですが、ちょっとどうでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 個別な案件ということではなくて、一般論で言わせていただきますと、基本的には入居者の方々には節度のある応接といいますか、態度といいますか、そういう形のなかで入居をしていただくというのが大前提でございますので、そこはひとつ我々も指導も含めて対応していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者もお話し、町長に節度のあると、話してわかればいいんですがね、その節度もね。わからないでいるのでいろんな事件が起きるといってもありますので、とにかく、嚴重といいますか、やっぱり行政としての対処の仕方、いろいろあると思うんです。法律もありますしね。ただ、一番が回りの住民が安心して暮らせるかどうかということが大前提には考えてやっていただきたいと思います。

復興住宅、災害公営住宅、という話で、関連になるかわかりませんが、先般の行政報告の中で、柘沢地区の災害公営住宅の水漏れといいますか、水被害といいますか、町長、あれは議会が終わった後で記者会見でしょう。家賃の収入といいますか、家賃はいただけないだろうというようなコメントなされたようですけども、その際の何といいますか、家賃とれない分はどこに請求するのか。この問題を起こした業者さんに請求するのかどうかですね。その辺の話し合いはどこまで進んでおるのかという問題が一つと。

あの時に設計と施工のミスだというお話がありまして、私、あのときは県が発注して設計屋と施工業者を選定したのかなと思っておったんですが、後で調べてみますと、町が発注したんですね。設計も施工も。発注の仕方が悪かったのではないかなという感じがするんです。その業者選定に当たってはプロポーザル方式だというようなことで、そのプロポーザル、前にもいろいろ問題を起こした件がありますので、どのようなやり方をしたのかなと。このプロポーザルに参加した業者さん、この1社だけだったのかどうか。設計も施工も同じ業者だということなんですが、そうしますとその責任というのは非常に大きいものがあるなという感じがいたしております。プロポーザルですから、審査委員会などもあったんでしょう。どのような方式で行われたのかですね。何も問題なければいいんですが、こういうふう実際に事故が起きているような業者を選定した責任というものも私は大きいものがあるのではな

いかなという感じがいたしておりますので、一体どうなっているのかなというのが1点。

それから、宮城県の住宅公社に管理をお願いして、初日の日も、その公社の責任というか、仕事はどうなっているんだというお話を聞いたところ、家賃収入とかそういったものでお願いしているんだということですね、家賃徴収ですね。この宮城県住宅公社ですか、名称ちょっとははっきりしたことわからないんですが、その公社に委託をする際の説明といたしましては、これから災害公営住宅がいっぱい出てくると。入居した途端にいろんな問題が生じてくるだろう。例えば雨漏れとか、あるいは水道が出る、出ないとか、細かいところまでいろいろと問題が出てくる。その際に、町の職員では対応し切れないのでこの公社に委託をしたいんだという説明ですので、議会、私もそれなら仕方がないということで議決をしたんです。今回の事件になった場合に、その公社の責任というか、管理ですからね、果たしてこの方々出てこなかったんですね。町の職員が全て対応したと、町長も含めてね。一体、この管理をしてもらっている公社の仕事というか、責任というのはどこまでどうなってるのか。その辺がまだはっきりしていないんで、その辺ですね。まずもってお聞かせいただきたい

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、1点目の、町長が記者会見でお答えした、家賃等の免除なり減額した場合の扱いなんですけれども、まずその期間等も含めてまだ決定はしてございませんので、それを決定した際に総額でどれぐらいになるのか、まずその金額の確定をしなければいけないんですけれども、その後、これはいわゆる町の直接的な損害に値するかどうかは別にして、当該事業者には一応きちんとした申し入れはするべきだろうなとまず考えてございます。そこで折り合いがつけばよろしいんですけれども、折り合いがつかない場合はまた次のステップ、どうすることになるか明言はできないんですけれども、とりあえずそういった形で、きちんとした形で一応対応はしていかなければいけないんだろうなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 買い取りの件でございますけれども、町の公募プロポーザル方式を採用いたしまして、参加は2社ございました。委員会のほうで決定をして、大和ハウス工業株式会社に決定をしており、設計と施工をお願いしたということになっております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公社の委託の内容でございますけれども、議員おっしゃるような不具合が生じた場合は公社または役場のほうに連絡をいただきたいということで入居者の皆様

にはお話をさせていただきます。

それで、経年劣化、いわゆる時間が過ぎて老朽化したもの等については、事前に業者と契約を結んでおりますので、公社のほうから直接業者に連絡がいった補修工事をするという内容になってございます。ただ、今回の場合はそもそもの基本的な部分でございまして、老朽化とかそういうのに当てはまらないということが1点。それから、私もちょっと確認はとれていないんですけども、直接その入居者の方が公社に連絡をしたかどうかということがポイントになるかと思えます。公社に連絡がいったら、多分公社から建設課にまた連絡が来て、こういう状況であるという報告が来るわけですけども、私のところにまだその報告が来ていないということは、多分、公社のほうにはご連絡されていないんじゃないかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 審査会で2社がプロポーザルに応募して、1社に先ほどお名前が出た会社に決定したと、その決定するに問題はなかったかという質問なんです、私は。そこを聞いているんです。どのようなプロポーザル方式の内容の審査をしたのかということなんです。前にも神割崎の民間に業務委託で指定管理、あれもプロポーザルだった。あれは全くの正しいやり方ではなかった。だから、今回も業者さんを選定するにも不正なやり方だったのかなと。そのためにこんな事件が起きたのかなと。そんな思いで今質問しているんです。

それから、入居者ですね、連絡、公社に連絡するとか、役場に連絡するとかという、例えばですね、入居者さんに何か事があつたら役場でなく公社に連絡してくださいとなれば通知か何かこう張るか何かしてあつたんですかね。電話番号とか、あるのですか。公社のほうに苦情なり何なり、何かあつた場合には役場でなく公社のほうにやってくれとかというのはあるんですかね。入居者はそれを知っているのかな。それとも公社は多分仙台なのですか。あるいはここに営業所か何かあるのかな。石巻。そうすると、電話料金が違うわけさ。ね。町内と町外で。そうすると、10円でおさまるところ、20円も30円もかけてかけたくなげせんや。俺、それ言うてんの。それでなければ、0120、無料のやつありますよね。そういうものもやっぱり必要でないかなと思うんです。どっちかというとなげっぱり近場のほうが。それでほら、どうしても近くにいれば早く来てもらえるとかね、そういう気持ちになるわけですから。電話をかけるほうはね。ですからやっぱり、役場の職員の皆さんが大変な事務量もあつて、そういった問題が起きた場合には何といたしますか、対応し切れないということで公社をお願いした経緯がありますんでね、できるだけ公社のほうにね。老朽化ではなく、こういった事故で

すから公社は関係ないということではないかと思うんです。やっぱりいつなろうとも管理を委託している以上は、やっぱり来て現場を見るとか、対応するとかということをしてもらわないと、高いお金でお願いしている意味がないわけでありますのでね、そこのところをお願いしたいと。

そうすると、あと、総務課長、何ですね、積算というか、計算してみて、それで今後の期間を含めて金額も含めながらこの業者さんと交渉はするという事で、認識でよろしいですか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） どういった形でやるか、ちょっとまだ検討しなければいけないですけども、当然業者とは申し入れをしてきちんとした打ち合わせをするべきで、してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） プロポーザルの審査につきましては、その2社から提出された提案書によりまして判断させていただきまして、設計の内容、それから会社の概要で順位をつけまして良として決定したものでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入居後のそういう苦情といいますか、については、宮城県住宅供給公社または役場のほうにということで、毎戸にチラシを配布を入居時にしてございます。ご存じのように、役場は夜間、日直しかいないと。それから、公社については24時間365日いつでも苦情、そういう受付はするという内容で配付をしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これは関連で質問していますんで、この件につきましては、また決算委員会のほうでやりたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 関連になりますけれども、昨日か一昨日の地方紙にですね、気仙沼市の公営住宅、災害住宅のことも入ってくるんですよ。約半数が空き室になるんだというようなことが掲載されました。果たしてこの南三陸町ではそのような試算をしているのかどうか。私もやはり大事なことだなと。そういうふうに思いますので、そのようなことを大事なことでありますから、どういうふうな、まだそんなことは考えてもいないということなのか、今回の法案については、何で今なのやという感もいたしますが、いろんな状況も、人口増とか

あるいは弱者へのと、そういういろんのはからいところがあつての条例制定でしょうから、私は非常に今後のこの町の住宅関係については大事なことだと思いますので、もしそのような試算がしてみたことがあると思うのか、なければね、試算をまだしていないんだというようにことであれば、参考のご意見をお伺いしたい。これは町長でも担当課長でも結構です。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 災害公営住宅につきましては、8地区8団地、合わせて738戸の予定で整備をしておる状況でございます。完成したのが、入谷、名足、柘沢地区でございます。残る5地区につきましては、来年度完成というような状況でございます。現在の仮申し込み状況をお話ししますと、整備個数738戸に対しまして、6月末現在で仮申し込みが676戸で、92%の申し込み率ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、空き部屋の関係でちょっとお話、今、答弁ありましたけれども、私のほうから今後の考え方ということでもちょっとお話しをさせていただきますが、当然災害公営住宅、空き室が出ます。今、一生懸命各災害公営住宅整備中のごままして、今仮設住宅にお入りの方々をまず最優先でお入りをいただくと、今そういった準備段取りを進めてございます。ただ、皆さんがお入りになった後にまだ空き室が出るということが想定されます。したがって、そういった空き室につきましては、いわゆる町営住宅という形の位置づけのもとに、一般被災を受けていない方々もそちらのほうに入居していただくと。それで空き室を埋めていくという考え方にしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） まだその試算は、私は記事のは20年後の住宅の状態といたしますか、今一生懸命建築している。今、課長の説明した申し込みとかそういうものじゃなくて、それがどのように当町の場合は、20年後ですよ、行政としてね、20年後のことをもう既に気仙沼市では想定して試算をしております。当町では何もそういうことはないんですか。そういう5年後、10年後、20年後をね、それをやはり想定する必要があると思えますよ。人口がこの地域でも一番減っているんですから。これはもしそういうことをまだやっていないということであれば、決算でまだお伺いしますのでできればそういうことを想定してその試算をしていただきたいと思えますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体の数字というものをつかみながら、統計的には出す作業はまだ

実はしておりません。ただ一般的な傾向とすれば今、9番議員おっしゃるように、いずれ20年後であればかなりの空き戸が出るだろうということは当然予想されているところでございます。

それで一方、気仙沼市と同様なんですけど、現在138戸の住宅を管理しておりますけれども、既に耐用年数はとうに過ぎていているということでございまして、震災がなければ既に建てかえをしなければならない状況にございます。いずれこの分については新たに建てかえるのではなくて、それぞれ環境が整った段階で廃止をするという方向でいきたいと考えてございます。

大変申し訳ございませんが、次回、機会いただくということでございますので、次までには少し数字的なものを整理させていただければと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第111号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第111号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました議案第111号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、戸倉地区及び伊里前地区に整備中の災害公営住宅について、町営住宅として追加したいため、町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきたいと思えます。

議案書の12ページをお開き願いたいと思えます。議案関係参考資料は15ページから16ページになります。

初めに、附則第8号に次の2号を加えるということで、2つの住宅が記載をされてございます。現在記載されております戸倉復興住宅、それから伊里前復興住宅につきましては、年明けに工事が完成をし、年度内の入居を今予定しているところでございます。

まずもって附則の2号でございますけれども、そもそもこの部分につきましては、敷金を免除する規定でございますして、それぞれ平成30年3月31日まで入居された方については、敷金を免除するという部分でございます。これまで、入谷、それから名足、枳沢住宅もそうでございますけれども、入居可能日から3会計年度内に入居された方については、同様の取り扱いをしているところでございます。

次に、附則の第9号でございます。この部分につきましては、駐車場の利用する方の保証金をいただいているわけですが、これも同様に平成30年3月31日まで申し込みをいただいた方につきましては、保証金の納入を免除するというものでございます。

次に、別表第1につきましては、第3条に住宅の名称及び位置を規定することになっております。そこで戸倉復興住宅、それから伊里前復興住宅のそれぞれ記載をさせていただくということでございます。

それから別表の第2につきましては、駐車場の名称それから使用料の規定となっております。それぞれ戸倉、伊里前復興住宅には駐車場がございます。1台当たり月額1,200円を徴収したいと考えてございます。

この条例の施行日につきましては、まだまだ不確定要素がございますので、交付日から6カ月を超えない範囲で別に規則で定めたいと考えてございます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第112号 南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第112号南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第112号南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年12月に移転を予定しております新病院の位置を新たに定めるとともに、新病院の運営形態に即した診療科目の追加及び病床数の変更を行うため、南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部の説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお開き願いたいと思います。

南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の改正文でございます。中段に附則、施行期日としまして、この条例は平成27年12月31日までの間において、規則で定める日から施行するとしてございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、議案関係参考資料の19ページをお開き願います。

病院の開設に伴いまして、第1条第2項に規定する病院の名称を南三陸病院、位置を南三陸

町志津川沼田14番地3といたしまして、公立志津川病院及び南三陸診療所を廃止するものでございます。

第2条第2項に婦人科を追加し第3項に規定する一般病床の数を26床から40床に、療養病床の数を12床から50床にそれぞれ変更するものでございます。

次に議案関係参考資料17ページをお開き願います。

南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、附則第3項の関係でございます。別表第3に規定します医療職給料表につきまして、病院の開設、診療所の廃止に伴いまして、病院または診療所の表記につきまして、病院と変更するものでございます。医療職給料表に規定する区分内容の変更を行うものではございません。

次に18ページをお開き願います。

南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4条関係であります。第5条第1項第1号に規定する待機手当につきまして、病院の開設、診療所の廃止に伴いまして、公立志津川病院の表記を南三陸病院に変更するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第113号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第113号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第113号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、使用料において保険適用外診療項目を追加するため、南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部を説明させていただきます。

議案書の16ページから20ページにかけて、南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の改正文を添付してございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げますので、議案関係参考資料の20ページをお開き願いたいと思います。

志津川病院、それから南三陸診療所を南三陸病院とすることから、第1条中、病院等を病院に変更するものでございます。

別表第1の使用料の追加及び削除につきまして、大きく3点ございます。

まず、第1点目といたしまして、差額室料の追加であります。新病院では入院患者の満足度の向上を図る観点から、特別室、個室を設けることにしてございまして、4床室との差額を徴収するといった内容になってございます。個室につきましては30室ございますが、経過観察の4部屋を除いた部屋でグレードのアップを行いながら、南三陸町の現状を考慮して負担軽減を図る観点から、県内の公的な病院の中でも低廉な料金設定という内容での規定を図っており、特別室は3,000円、それから個室が1,000円と規定をするものでございます。

ちなみに震災前の病院では、特別室が5,000円、それから2床室の1人使用が2,000円、2床室の2人利用で1,000円といった内容の設定でございました。特別室の設備等に関しましては、震災前ではエアコン、トイレ、ソファといった内容でございましたが、今回におきましては、ユニットシャワー、それから看護する方のことを考慮しまして、ベッドになるソファ、それからテーブル、インターネット、トイレといった内容になってございます。なお、エアコン

等につきましては現在標準装備ということで、全館冷暖房ということですのでけれども、以前の病院ですと特別室と診療室以外はエアコンがなかったという状況になってございます。

個室の整備につきましては、震災前はエアコンなし、トイレなしということでございましたのに対しまして今回の提案ではトイレ、木製の折り畳み椅子、それからインターネットということで、大分サービスにも重点を置いた配置となっております。

第2点目といたしまして、歯科診療項目の追加でございます。

新病院に移転することになりまして、歯科診療設備も充実してございまして、矯正、それからインプラント治療等の診療項目が多くなってきてございます。インプラントの治療につきましては、歯がなくなってしまったところに穴をあけまして、顎の骨にチタンの人口の材料を埋め込み、それが定着した段階で人口の歯をつくりまして、外科的な治療法となっております。上顎に関しましては定着するまで6カ月、それから下顎につきましては3カ月を要する内容になってございます。

今回のインプラントの追加項目といたしましては、これまで骨が少ないとか、顎の骨が少ないとか、骨が薄いというようなことで、チタンの埋め込みができなかった方などにつきましても対応ができる内容となっております。具体的には、口腔内、口の中から骨をとりまして、また患者さんの口以外のところから骨をとりまして、顎の骨を補強し、治療をするということの内容になってございます。インプラントの治療につきましては、1本30万円ということで、かなり高価な値段ではございますが、患者様の期待に応えるべく使用料を規定してサービスを提供するといった内容になってございます。

最後に3点目でございますけれども、その他の保険適用外診療と項目の削除ということで、病院でこれまで準備しておりました病衣等につきましては、売店等で対応させるといった内容になってございますので、今回項目から削除するものでございます。

なお、施行期日は前条例同様、平成27年12月31日までの間において規則の定める日ということで設定をしております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいま丁寧な説明に基づきまして、町民の皆さんが期待をしております新病院がよいよ

開業になりますけれども、大変このことによって町民の皆さんに利便性があるのかなと思う反面、迷う、来て、新しい病院なので当然迷ってしまう町民の方も多くなると思いますので、その辺、当分の間案内役でも置いて特に高齢者の人たちが受診すると思いますので、その辺の十分なる配慮をお願いしたいと思います。

それからもう1点、人間ドッグなんですけれども、震災後職員の皆さんの人間ドッグは志津川病院、今までの病院で行っていたのか、これから、それぞれの個人に任せておいたとすれば、新病院がなって、これからそこでドッグを受けられるようにしていくのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 新しい病院になった段階での案内でございますけれども、これは新しい電カルも入りますし、機能も変わってきますので、当分の間皆さんお客さん慣れるまでの間は当然人材をふやしながらか丁寧なご案内を申し上げたいと考えてございます。

それから、当然職場健診でありますとか、人間ドッグにつきましても、今後どんどん数をふやしながらか皆さんの要望に応える形で進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 町内にも企業さん等がありますので、その辺にもお声がけして、そして新病院を使っていただくような企業努力をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 現在、町内に数多くの企業の方、業者の方が入っておられます。職場健診等につきましても、当診療所、非常に多く活用してございますので、今後ともまた皆さんの健康維持のために一助になるように頑張ってまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ぱっとこのランプがつく、その個室、特別室ですが、差額料ということで3,000円ですね。差額でない、もともとの値段というのがあって、1泊につき、この部屋であれば3,000円だけなんですか。プラス幾らあるんでしょう。幾らになるんですかね、特別室というのは、1泊。この中でも入りたい人もいると思うんでね、なった場合に。値段一応聞いておかないとね。余り高くては入れないとか。

それから、先ほど特別室の機能といいますか、ベッドになるようなソファだと、設置したと。それは看護用にすると。看護用というと、新しい病院は家族か誰かが看護につかなくてはならないようなシステムなのかどうか。よく、完全看護とかね。病院によっては家族の方、看護しなくて帰ってくださいという病院もあるしね。この町の病院は家族の方に看護してもらわなければならないやり方なのかどうか。このベッド用のソファを設置したということは。その辺です。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） まず、個人負担の件でございますけれども、一般病床で大体かかるのが、1泊で2万3,000円とかになりますので、1日当たりの負担金にしますとそれの2割ということで、4,600円とかになりまして、そのほかに一般の個室だと1,000円ということ、また特別室だと3,000円ということでございます。療養病床だと大体2万円ですので、その2割にしても4,000円プラス1,000円というような、そういう個人負担の料金にはなります。

先ほど質問ございました看護する方といいますか、容態が急変するとか、その部屋にとどまってお泊りいただくような場合もありますけれども、基本的には完全看護です。ただそういった場合につきまして、少しでも体を休めることができるようにということでの簡易ベッドになるようなソファということで考えております。あくまでも完全看護ということで考えております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第114号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第114号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第114号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の保護に関する措置について規定する必要があることから、南三陸町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第114号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の29ページをお開きください。

個人情報保護条例の新旧対照表となります。いわゆる個人情報保護条例につきましては、個人情報の適正な取り扱いの確保、それと個人の権利利益の保護を目的に制定をいたしてございますが、今回先にご決定をいただきました手数料条例の一部改正分をご説明申し上げましたとおり、いわゆる12桁の個人番号を含む個人の情報も本条例の保護の対象とすべく、第2条以降所要の改正を行っております。

特に、第2条の定義規定には、番号法に基づく特定個人情報と特定死者情報、これを新設しております。特定個人情報は個人番号をその内容に含む個人情報を指します。これにつきましては、いわゆる生存する個人、生きてい個人に関する情報ですので、これは法律上も条例上も当然保護の措置の対象となっておりでございます。しかし、特定の死者情報、これにつきましては、番号法上は保護措置の対象とはなっていないために本条例独自の取り扱いとして保護措置の対象としていたしてございます。

次に、30ページをごらんください。

第9条の次に第9条の2、9条の3として、特定個人情報の利用及び提供の制限規定を新設してございます。

31ページの第14条以降の改正につきましては、特定個人情報の情報開示に関する規定の改正
でございます。備考欄をご参照いただきたいと思います。

なお、個人情報の町における具体的な利用につきましては、追って議案第116号の新規条例制
定でご審議いただくこととなっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第115号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第115号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に
関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げま
す。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行によ
り、消費税等の税率の引き上げの実施日が平成29年4月1日とされたことに伴い、使用料等
の引き上げの時期を変更する必要があることから、関係条例の一部を改正するものでありま
す。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、議案第115号の細部説明をさせていただきます。

議案書の25ページをごらんください。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例になります。

全部で3条立てとなっておりますが、今回関連する条例は全部で9条例ございます。9つの条例がございます。いわゆる改正条例に列記してある3つの条例のほか、史跡公園設置及び管理条例、せせらぎ水土里公園設置及び管理条例、葦の浜農村公園設置及び管理条例、下水道条例、給水条例、ひころの里設置及び管理条例、以上6つの条例が該当しております。

これについては、議案関係参考資料の38ページ、この第3条関係新旧対照表を一度ご覧いただきたいと思えます。

附則第1項ただし書きの部分に第4条、6条、8条、12条、15条、19条、この全部で6条ございますけれども、これが先ほど申しました改正される6つの条例を指してございます。これらの条例につきましては、これは議員ご承知のとおり昨年3月の定例会におきまして、消費税率の改正に伴いまして一度改正した経緯がございます。その際、改正消費税法では本年の10月1日から10%引き上げを実施する規定を設けてございました。その関係上、当町の関係条例も各条例の附則にて施行日を本年の10月1日からとしてございました。しかし、国では8%の課税後の景気の動向から10%の引き上げの時期を延長することとして、消費税法の改正をさらに本年3月31日におこないまして、10%の課税時期につきましては、平成29年4月1日としたことは既にご案内のとおりでございます。したがって、今回関係条例につきましては、各附則の施行期日を平成27年10月1日から平成29年4月1日と改めるものでございます。

なお、本条例改正のほか、今後消費税率10%への引き上げに関しまして、検討中の条例が数本ございます。これにつきましては、平成29年3月までに整理の上、改めてご提案申し上げる予定としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これもちょっと関連になるかと思いますが、南三陸町の廃棄物の処理と
いうようなことで、震災直後もいろいろと海岸に打ち上げたごみと申しますか、廃棄物とい
いますか、そういうものの処理を行った経緯があるんですが、そういうもの、結局漂流物、
これはこの条例の廃棄物の処理に当たるのかどうかですね、まずそこを。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今ご質問いただきました海岸から打ち上げられるような漂流ご
みというものは、今回この条例の中身の対象にはなってきてございません。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 対象にならないのであれば、話しすることはこれは控えたいとは思って
ますが、後で出てくるようなところも何かないようですので、ここでついでという悪いけ
れども、まだやはりそういうものが残ってあるんだと。海岸清掃をした場合に、処理ができ
ないもので何と申しますか、1カ所に蓄積しているというような地区もあるようですので、
そういう話がありましたら、町のほうで処理されたほうがいいのかと思いますので、よろ
しくお願いします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第116号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第116号南三陸町行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを
議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第116号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号を町独自に利用することに関し、必要な事項について新たに定めたいため、制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、議案関係の参考資料39ページをお開きいただきます。

この資料は、条例案を概略的に整理させていただいたものでございます。

さきの108号関係、手数料の条例でも触れましたけれども、来年1月からマイナンバーが始まるということで、この番号法に基づいた事務に対して個人情報を町の行政サービスとして適用させるということについて書いているものでございます。この条例のポイントになりますのが、この資料の2の本条例の概要というところをごらんいただきたいんですが、（1）から（3）まで書いてございます。

（1）ですが、町は3つの事務について個人番号を独自に利用しますという内容です。それから（2）番ですが、その事務を進めるために庁内で情報を連携します。庁内の庁は、役場庁舎の庁ということでございます。（3）も基本的には（2）と同じ庁内連携になるんですが、個人番号を利用して検索も行えるようにするというようなつくりでございます。

戻りまして、議案の29ページの別表の1をごらんください。

ただいま申し上げましたように、今回町が独自に利用する3つの事業についてですが、ここに記載のとおり子供の医療費、それから心身障害者医療費、それから母子父子家庭医療費、この助成の事務はいずれも現在無料となっております、いわゆる町が独自に無料にしますよというふうにつくったものでございます。しかもこのそれぞれごとに条例に基づいて行われているものです。マイナンバーは先ほどの議案でも申し上げましたけれども、国の法律で決められたもの以外には使えないということになっておりますので、法からはじかれる現在

町が行っているこの3つの制度について、条例を制定をさせていただくことによって個人番号を使えるというような説明にさせていただきます。

以上、細部でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

このマイナンバー制度、国で決めてしまったんですけれども、行政側からすると非常に個人を数字にして扱いやすくすると、それから間違いが起こりにくくなるんだろうと思います。ですけれども、町民、国民の側からすると非常に怖い面があると言われております。いろんなことで数字化されたデータが流出したり、あるいは利用されたり、中には悪意をもって利用されたりする可能性もありますので、そういうことのないようにするというのは、多分非常に難しいことなんだと思います。

それで、本来まだ具体的な利用内容が先ほどの答弁ですと決まっていない、そしてこれから広がるおそれがあるという中で、この法律がとおってしまっただけでそれに従ってこれから決めるんですというやり方はちょっと疑問があるんですけれども、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、基本的にこのマイナンバー制度について、一元管理をしていくということでのいろんな情報等の問題については、一定程度整理しながら進めていくということになります。ただ1点、そういった情報の問題等々についての疑義があるということについては、先ほどもお話ししました。疑義が、懸念をされるですね、懸念をされる。ですがそういうことのないように我々としては取り組んでいかざるを得ないんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、インターネット関連もそうですけれども、具体的に例えば情報の漏れとかそういうことのないようにする、具体的な策というのは今どのように考えられているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 先ほども若干触れさせていただきましたが、情報の管理という面では、大きい全国の情報を中間サーバーと称するコンピューターに蓄積するわけですが、

直接個人番号にひもつくような管理をしないというイメージで、直接個人番号が漏れたからそれに付帯するような所得の情報だったり世帯の情報だったりというのがそれとは別に管理されるというような、大まかな説明で大変恐縮ですけれども、そのようなことで個人情報の漏えいを防ぐというようなシステムの構築をしているという国の説明でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、国の説明はそうにされているということなんですけれども、実際、運用する場合に本当に大丈夫なのかという、皆さん心配されているのが事実だと思います。

万が一、情報の漏れとかがあって、損害とかが起こった場合はもちろん原因になったところが責任をとるんだとは思いますが、今その辺はどのようになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 例えばの話ですが、特定の方の情報がかもし漏れたというようなときには、コールセンター等が設置されておりまして、そこで即刻その個人番号の使用を停止するというような措置をとりまして、その方については改めて新たな個人番号を付与するというような一応説明になってございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今お聞きしたのは、何か損害とかが発生した場合、どういう責任がとられるのかということです。

それと、何か被害を受けても知らないでいるということも多分起こると思うんです。コールセンターに連絡もないというような、非常にいろんな面で不安、懸念のある制度だと思います。

それともう一点、いろんな行政関係、それから例えば金融機関とか医療機関、それから会社、その辺でも何か使っていくようになるというふうですので、この情報管理には厳重な注意が必要だと思います。ちょっとお聞きしますと、やはりまだ準備ができていない、あるいは内容がわからない、まだ何も通知が来ていないとかという事業所もあるようですけれども、その辺の今状況というのはどうなっているかわかるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 情報の管理に関しましては、国のほうで万全を期していくということでございまして、もしも損害等が発生した場合とか、あと本人が知らずに情報が漏れていた場合でも、発覚した時点で行政側がその対応をとるということにされております。も

ちろんその損害に対しては、状況に応じてそれらは補償されるべきものかとは思いますが。

それから、情報の管理ということで、もちろん法人事業主さんにも例えば従業員の源泉徴収票を発行する際に個人番号等を収集しなければならないという義務が発せられております。

それで、その辺の事務実務も来年以降発生してくるというような状況の中で、今後とも税に関しては国税当局からの適切な指示、指導等があるものと考えております。現時点で詳細な情報等はちょっと持ち合わせてございません。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

このネットワークシステムは、現在のシステムに追加になる予定なのか、新たにこれだけのために入れるようになるのか、そしてまたその経費は国で持つのか、どうふうなことになるか、ご説明お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 役場の中にたくさん電算システムがありまして、今のシステムというのは個人情報に対応できるシステムではないというのはご存じだと思いますので、去年から国の予算をいただきながらその個人番号に対応できるようなシステムの改修をやっております。

うちの町の場合は、仙台のある業者さんに頼んでいるんですけども、各市町村ごとにその頼んでいる電算会社がまちまちですので、改修にたくさん金額のかかる町、余りかからない町というふうにはばらばらなんです。ただ、心配なのは、幾らお金をかけてもいいんですけども、議員の皆さんから何回も出ているように、本当に個人の情報が漏れないのか、安全に行われるのかということについて県庁を通じて国のほうに何回も聞いているんですけども、そこがまだもう少しかかるということで、基本的にはシステム改修、国のお金でやっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 逐次今改修をしているというふうなんですけども、もととなる電算会社には、情報というものが全て個人情報もいくわけですよ。そうすると、その電算会社の漏えいというか、何というか、職員によりあるいは情報が流れる可能性というのも今後思案に入れて実施していくというようなことも懸念される材料の一つになるのかな。この町だけの問題ではなくて、そういう相手のほうの関係もそういう心配があるという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） マイナンバーに限らず、現在もそれぞれの町で電算会社さんにさまざまな情報をお願いしています。例えば、税情報、これにしても、その会社さんのほうには誰々さんの所得が幾らあって、扶養が何人あってというのが全部わかるようになっています。そこはその企業を選ぶに当たって、町のほうで厳格に決めているし、そもそもその自治体の公的情報を扱うというのはコンプライアンスの関係からそれぞれの企業というのは何よりも優先をしているはずでございますので、そういった情報漏えい等には万全を期しているというものだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 例えば今度の災害みたいに、町が全部震災、津波で流れましたって、そうした場合のバックアップというのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 現在もさまざまな行政情報をデータセンターできちっとバックアップをしておりますので、マイナンバーが始まって同じようにバックアップをとるという体制には変わりないと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番の今野です。

私も1件だけご質問したいと思います。

町の行政手続に関する個人情報の利用に関するということで、私1点お聞きしたいのは、マイナンバー導入することによって、例えば引っ越しのときの状況というんですか、転入、転出の際のシミュレーションというか、どのようになっているのか。先ほどの答弁を聞くと、実際でお願いしている電算会社がそれぞれ別だということなんですけれども、自治体間での連携のほうももしわかる範囲で伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この番号法が導入になりますと、転入出、例えば児童手当の申請に例えますと、転入者が児童手当の申請を当町に持ってきた際に所得証明等の添付、前住地にしか情報がないので、必要になってくるというような手続があるんですが、そういった部分が番号法の導入になりますと、その申請書に自分の個人番号を記入することによって、そういった書類の添付が不要になるというように、ある程度行政の効率が相当よくなると想定されているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その手当に関しては簡素化になるんでしょうけれども、私、ちょっとお聞きしたいのは、例えば住民票とかそういった保険証関係で転出、転入の際に、その番号によって例えば引っ越しをするということで窓口に行った場合、パッケージみたいにしてべろべろとこう一連のあれが出ると、そうすると私、これから人口減に対して転入していただくのも楽といえばおかしいんですけれども、転入して来やすくなると、より人口増にも寄与できるんじゃないかという、そういう思いもあるんですけれども。その反面、転出しやすいとそのままこう逃げられるというか、そういう可能性もあるんですけれども、両面だと思えますので、パッケージ的なことができるかどうかをわかる時点でお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 今言われたように、保険証とか、介護だったり健康保険だったりというのは、現時点で所得情報等の確認等は省略される部分がありますが、そういった交付についてはセットで今までどおり窓口で行われるものと思われまます。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 二、三点お伺いをします。

まず、またこの新聞のことを話しますが、二、三日前にマイナンバー制度を取り入れることによって国の税収が4,500億円ぐらい増収になるんだというふうな記事がありましたが、それはどのような内容のものにそういうような増税になるのかなと考えているところですが、その点、課長がわかりましたら教えていただきたい。

それから、今3つの前のですか、条例3つの使用の関係で説明されましたが、個人の許可を得れば、銀行ね、そのあたりの課長さんが、仙台銀行に何千万、七十七に何千万ね、仙台から株買って、いろいろな金融機関で預金していること、あるいは借金していること、全てがわかるんですよというようなことになっているんです。そういうことを一体誰が、誰の権限で誰がそういうことを調べたり聞いたりできるんだろうなど。税務課長なのか、誰なのかと。そんなことを思っているんですが、その言っていることで間違いがあればそれはそういうふうに、マイナンバーによってそのようなことがはっきりとわかるんだというふうなふうに解釈していますがね。

それから、先ほどもちょっと、マイナンバーを取り入れる、導入することによって、本町の事務的な作業がどのように変化されるのか。その辺が職員が楽になるのか、仕事の内容につ

いてはどのように変わるんだろうなというような、この3点について伺いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） では、私が答えられる部分で。

税収がアップするんだろうというような、新聞記事ちょっと拝見させていただいていないんですが、全ての支払いをする源泉徴収票等にマイナンバーが付されていくと。個人の所得に関して言えばですが、そういった形で名寄せすることによって申告が漏れるというようなことがなくなるということは税収のアップにつながると。あとは、法人番号という、この番号法では番号も法人に付番されるわけですがけれども、13桁の番号ということで、それらで法人の管理が適切にできるというか、廃止した法人とか休止している法人とかというのも、そういったので名寄せをすることによって実態が把握しやすくなる、また税務調査にメリットがあるというような部分で、そういった数値がどなたかは存じ上げませんが積算されてきているのかなというようなことでございます。

それから、先ほどの許可を得れば利用できる云々という部分につきましては、今回の番号法の改正案が今国会で成立しておるんですが、そこの中の改正の一部として預貯金口座へのマイナンバーへの付番が法案として可決されたということで、その内容等が預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算においてマイナンバーの利用を可能にするとか、金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用することができるという法改正が行われるということで、法律に基づいて関係機関がこういった番号を利用できるようになったということでございます。

それから、3番目について……。事務作業の改正。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 3点目の窓口事務あるいは各課職員の事務負担の軽減につながるのかどうかと。結論的には、やはり負担は軽くなるんだろうと思います。市町村間での情報のやりとりが、番号一発でわかるということでございますので。職員の負担軽減というよりも、むしろ住民の負担がものすごく軽くなるということが大きなメリットだろうと思います。今までだと、例えば東京から南三陸に転入をしてきたと。その人は何かいろんな書類をもとの市役所から持ってこなくちゃいけないだけども、1つ、2つ、忘れ物をしたという場合に、もう一回前の居住地の市役所に書類をとりにつけてくれというようなことがなくなるわけですね。そういった部分では、住民の、国民のサービス向上につながるというメリットのほうが大きいんだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 税務課長ね、そういう全てが早く言えばごまかすというのもなんですけれども適正に処理されているんだと。税の把握というんですかね、そういうことがなされると。そういうようなことから国では4,500億円前後の増収になるんだと。3日ほど前に新聞に上がっていますよ。課長、見ませんか、書かれていますね、河北にね。そういうことで、それはその内容については、はっきりした把握が源泉徴収その他で、今までもうそれを言っている人は余りいないだろうと思うんですが、なおはっきりするんだらうというようなことで増収になるという……。

私はその銀行関係ね、預貯金、借入金、あらゆる個人の中身が見ることができるんですから、知ることができるんですから。課長が説明したようにね。それを、だれがそれをその銀行なり、それらの内容を誰が一体調べるんだらうなといったことを聞いているんです。課長なのか、係なのか、あるいはどこかのどなたか専門家でも調べるのか。そこらからすれば、今1,000万円以上、何だペイオフですか、ペイオフの関係で1,000万円、限度みたいになっています。それ何千万円積んでも別に万が一の場合、損すればいいことだから、いいわけですよ。それは別な問題で、誰がそれを個人のそういう大事な内容をどなたが把握してどなたとどなたがそれを処置することになるのか。その辺をお伺いしているんです、その辺をね。わかりますか。

あと、企画課長のほうはわかりましたので。

○議長（星 喜美男君） 間もなく4時を報ぜんとしておりますが、お諮りいたします。本議案審議終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 先ほどの誰がどの権限でということですが、国の制度でございますので、いろいろな法律を今後改正して使えるようになるんだということで、国税や地方税の税務調査でも使えるように改正をするというようなことですが、ただ、預金者は銀行等からのマイナンバーの告知を求められたとしても、告知義務は課されないというようなことに現在なっているようございまして、詳細につきましてはまだ完全に私も把握しているところではございません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 4時01分 延会